令和7年度津軽北部二期農業水利事業 出崎機場他建屋補修補足設計業務

入札説明書

- 1 公告日 令和7年5月22日
- 2 契約担当官等分任支出負担行為担当官 東北農政局津軽土地改良建設事務所長 長野 誠司
- 3 担当部局 〒036-0357 青森県黒石市追子野木3-145-1 東北農政局津軽土地改良建設事務所 工事第二課工事第1係

電話 0172-40-4360 (内線 301)

4 業務概要

(1) 業務の目的

本業務は、国営津軽北部二期土地改良事業変更計画に基づき、補修を行う出崎機場 他建屋について工事実施に必要な補足設計を行うものである。

- (2) 業務内容
 - ア 作業内容
 - ・建築設備(出崎機場、芦野揚水機場)の補修補足設計 1式
 - イ 現地調査 あり
 - ウ 貸与資料 特別仕様書のとおり
- (3) 業務の詳細

別冊、業務請負契約書(例)、特別仕様書のとおり

- (4) 履行期限 令和8年3月10日
- (5) 入札契約方式 一般競争入札(総合評価落札方式:実施方針重視型) 同時提出型本業務は、一般競争入札により、価格に加え、価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式で実施するものである。
- (6) 本業務は、入札説明書の交付、申請書及び技術提案書の提出及び受領に係る確認並

びに入札について原則として電子入札システム(以下「電子入札方式」という。)で行う対象業務である。ただし、電子入札方式によりがたい者であって、紙入札方式(持参 又は郵送)の承諾に関する承諾願を提出し承諾を得たものは、紙入札方式に代えるこ とができる。

- (7) 本業務は、入札書と技術提案等の提出を同時に行う業務である。
- (8) 本業務は、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する業務である。
- (9) 本業務は、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を乗じて技術評価を行う試行対象業務である。
- (10) 本業務は、低入札業務における品質確保対策の試行対象業務であり、特別仕様書に 記載する品質確保対策の履行状況については、業務成績評定に厳格に反映するととも に、状況内容によっては、東北農政局工事請負契約指名停止等措置要領(平成15年9 月1日付け15 北総第528号(経)東北農政局長通知)に基づき指名停止等の措置を講 ずる。
- (11) 本業務は、入札書及び技術提案書提出時に技術提案書総括表を提出する試行業務で ある。

5 競争参加資格及び評価基準

- (1) 入札参加者に要求される資格要件
 - ア 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条 の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を 得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- イ 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- ウ 東北農政局における令和7・8年度一般競争(指名競争)参加資格の測量・建設コンサルタント等のうち「A等級又はB等級」で「建設コンサルタント」の競争参加資格の認定を受けている者であること。ただし、競争参加資格の認定を受けていない者も6により申請書及び技術提案書を提出することができるが、当該競争に参加するためには、開札時までに当該資格の認定を受けていなければならない。
- エ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

なお、ウの認定を受けた後にこれらの手続開始が決定された者にあっては、東北農 政局長が別に定める手続に基づいて一般競争入札参加資格の再認定を受けている者 であることを要する。

- オ 農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について(平成 19 年 12 月 7 日付け 19 経第 1314 号農林水産省大臣官房経理課長通知)に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- カ 東北農政局長から測量・建設コンサルタント等業務に関し指名停止を受けている 期間中の者でないこと。

(2) 資本関係又は人的関係に関する要件

申請書及び技術提案書を提出しようとする複数の者の間に、アからウまでの各項目のいずれかに該当する関係がないこと。(別記様式2-3に記載すること。)

なお、上記に該当する場合において、申請書及び技術提案書の提出者を決めるために 当事者間で連絡を取ることは、東北農政局競争契約入札心得第4条の3第2項の規定 に抵触するものではない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

- (ア) 子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合
- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

- (ア) 一方の会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。
 - a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - ・会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査 等委員である取締役
 - ・会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - ・会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - ・会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

- c 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)
- d 組合の理事
- e その他業務を執行するものであって、aからdまでに掲げる者に準ずる者
- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社 更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下「管財人」という。) を現に兼ねている場合
- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合 ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合
 - (ア) 組合とその構成員が同一の入札に参加している場合
 - (イ) ア又はイと同一視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(3) 配置予定技術者の資格要件

ア 管理技術者

以下の資格を有する者又はこれと同等の能力と経験を有する者(大学卒業後 18 年 (短大・高専卒業後 23 年、高校卒業後 28 年)以上相当の能力と経験を有する者をいう。)であること。

- (ア) 技術士(技術部門:総合技術監理、選択科目:機械-機械設計等)
- (イ) " (技術部門:総合技術監理、選択科目:建設-鋼構造及びコンクリート)
- (ウ) "(技術部門:総合技術監理、選択科目:農業-農業土木)
- (工) "(技術部門:総合技術監理、選択科目:農業-農業農村工学)
- (才) "(技術部門:機械、選択科目:機械設計等)
- (カ) "(技術部門:建設、選択科目:鋼構造及びコンクリート)
- (キ) ッ (技術部門:農業、選択科目:農業土木)
- (ク) "(技術部門:農業、選択科目:農業農村工学)
- (ケ) 博士(農学)
- (コ) 一級建築士、二級建築士
- (サ) 農業土木技術管理士
- (シ) シビルコンサルティングマネージャー(技術部門:鋼構造及びコンクリート、農業土木)

(4) 当該業務部門

当該業務部門は、用水機場、排水機場における建屋、電気設備及び機械設備の補修に 係る実施設計を行うものである。AGRIS業務分類は、次のいずれかとする。

- ① AGRIS 業務分類:用水機場(大分類) 実施設計(中分類)
- ② AGRIS 業務分類:排水機場(大分類) 実施設計(中分類)

(5) 技術提案書の評価基準(別添3技術提案書評価基準参照)

ア (1)に示す入札参加者に要求される資格要件に加え、別添3に示す技術提案書評

価基準に記載されている評価項目のいずれかが「競争資格なし」と評価された場合は、競争参加資格なしとする。

- イ 別記様式3-7に示す「再委託又は技術協力の内容」において、業務の主たる内容 を再委託等することが確認された場合は、競争参加資格なしとする。
- ウ 企業の技術力 (専門技術力、業務実施体制等)

(評価の着目点)

- ・当該年度を含む過去3年間の納品後における重大な設計等のミスの発覚等による契約不適合の有無
- ・過去3年間の東北農政局管内での地域貢献活動への支援
- ・過去3年間の災害対応活動の実績
- ・過去3年間の表彰実績
- ・ワーク・ライフ・バランス等推進に係る認定の取得状況等
- ・ 賃上げの実施の表明
- エ 予定管理技術者の技術力等(資格要件、業務執行技術力等)

(評価の着目点)

- ・技術者資格及びその専門分野の内容
- ・過去 10 年間(前年度までの過去の 10 年間。以下同じ。)の1 件当たり 500 万円以上の当該業務部門の業務実績又は実務経験、業務成績
- ・農業農村整備事業に関する継続教育に対する取組状況
- ・1件当たり 1,000 万円以上の管理技術者としての手持ち業務件数及び手持ち業 務契約総額
- オ 業務への取組方針(実施方針に対する技術提案等)

(評価の着目点)

- (ア) 実施方針
 - ・農業農村整備事業に対する理解度、農業条件や用排水条件など地域特性の把握、業務の目的、内容等に対する理解度
 - ・業務実施に当たっての前提条件、留意点の把握、検討内容、検討手法の的確 性
 - ・業務の品質確保に当たっての実施体制、実施手順
- 6 申請書及び技術提案書の作成、提出等
- (1) 申請書及び技術提案書

本入札に参加する者の競争参加資格を確認するために、申請書及び技術提案書の提出を求める。ただし、技術提案書については入札書提出時に業務費内訳書と合わせて提出すること。

なお、申請書及び技術提案書の提出者が、本入札説明書を入札公告に示す交付期間、 交付場所及び方法により交付を受けた事実が確認されない場合は、当該申請書及び技 術提案書を無効とし、競争参加資格なしとする。

ア 提出期間

(ア) 申請書

別表1①に示す日時に、別記様式1のみをウの提出方法のとおり提出すること。

(イ) 技術提案書

別表1③に示す日時に、別記様式1以外の別記様式2-1から3-9及び確認資料をウの提出方法のとおり提出すること。

イ 提出先

 $\mp 036 - 0357$

青森県黒石市追子野木3-145-1

東北農政局津軽土地改良建設事務所 庶務課経理係

電話 0172-40-4360 (内線 103)

ウ 提出方法

本業務は、入札書及び技術提案書提出時に技術提案書総括表を提出する試行対象 業務であり、技術提案書総括表(別添5)に記載のうえ、入札書及び技術提案書と合 わせて提出すること。

また、同一入札に参加しようとする複数の者の関係において、資本関係又は人的関係がないことを確認するため、5(2)に掲げる資本関係又は人的関係がある者に関する情報について、別記様式2-3に記載し申告すること。

なお、別記様式2-3により申告した関係者が本業務の入札に参加した場合には、 当該業務の入札書は無効とする。

また、このことに係る異議申立ては、一切受け付けない。

(ア) 電子入札方式の場合

本業務に係る申請書及び技術提案書の提出を希望する者は、入札説明書に示す申請書及び技術提案書一式を電子入札方式によりそれぞれの提出期間内に提出するものとする。

提出様式については、一括して PDF ファイル形式によるものとし、ファイルの合計容量が 10MB を超えないものとする。 ただし、技術提案書総括表(別添5) はファイル形式「Microsoft Excel」によるものとする。(電子入札方式では、提出できるファイル数が1ファイルに制限されているため、複数のファイルを圧縮(1zh 形式等)して、1つのファイルで提出すること。)

なお、技術提案書のファイル総容量がやむを得ず 10MB を超過する場合は、入札説明書の別記様式 2-1 から 3-9 までを電子入札方式により提出し、その他の資料については紙によりイの提出先に持参又は郵送(書留郵便に限る。)で提出(提出期限内必着)することとし、電送又は電子メールによるものは、受け付けない。

(イ) 紙入札方式の場合

本業務に係る参加表明書の提出を希望する者は、申請書及び技術提案書一式を提出期間内に必着でイの提出先に持参又は郵送(書留郵便に限る。)で提出

(提出期限内必着)を行うこと。併せて、技術提案書提出時に技術提案書総括表(別添5)(ファイル形式「Microsoft Excel」)をCD-Rに収めて提出場所へ提出することとし、電送又は電子メールによるものは受け付けない。

工 提出部数

申請書及び技術提案書、確認資料の提出部数は、1部とする。

- オ 技術提案書のヒアリングの有無 無
- カ 記載上の留意事項

技術提案書は簡潔に取りまとめ、全体のページ数は、10ページ程度を目安とする。 また、技術提案書は、調査、検討及び設計業務における具体的な取組方法等について提案を求めるものであり、業務成果の一部を求めるものではない。

- (ア) 成果の確実性(別記様式3-1に記載すること。)
 - ・当該年度を含めた過去3か年度の業務の納品後における重大な設計等のミスの発覚等による、設計等のやり直し又は構造物の手直しなどの契約不適合の有無を記載する。
- (イ) 企業の地域貢献活動への支援(別記様式3-2に記載すること。)
 - ・表彰には、東北農政局管内での過去3年間(令和6年度~令和4年度)に受けた「優良工事等表彰」における地域貢献活動の表彰実績を記載する。
 - ・地域活動に対する取組状況には、過去3年間(令和6年度~令和4年度)の 東北農政局管内における地域貢献活動(農地・農業用水等の資源保全、造成 施設の保全管理、農村環境保全、住民参加型直営施工、荒廃農地解消活動、 農村地域防災活動等)に対して企業としての継続的な支援実績又は災害活動 実績内容を記載する。

なお、継続的な支援実績とは、年1回以上の地域貢献活動を連続した2か年 以上にわたり継続的に実施していることをいう。

- (ウ) 企業の災害対応活動の実績(別記様式3-3に記載すること。)
 - ・過去3年間の土地改良施設等に係る災害協定等に基づく活動実績又は災害協定に基づかない国、地方公共団体等からの要請を受けて実施した活動実績の内容を記載する。
- (エ) 企業の表彰実績(別記様式3-4に記載すること。)
 - ・表彰には、過去3年間(令和6年度~令和4年度)に企業として受けた当該 業務部門に関連する農林水産大臣表彰・農村振興局長表彰(全国(地方農政局、北海道開発局及び沖縄総合事務局)で評価された業務が対象)、地方農政局長表彰・事業(務)所長表彰(東北農政局管内で表彰された業務が対象)、 農業農村工学会表彰(全国土地改良工事等学術技術最優秀賞)を記載する。
- (オ) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合状況(別記様式3-5に記載すること。)

各認定で該当するものがある場合、該当することを証明する書類(認定通知書の写し・一般事業主行動計画策定・変更届(都道府県労働局の受領印付)の

写し)を添付すること。

なお、外国法人については、内閣府による認定等確認通知書の写しにより確認する。

対象となる認定は、以下のとおりとする。

- ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号。 以下「女性活躍推進法」という。)に基づく認定等(えるぼし・プラチナ えるぼし認定企業等)(女性活躍推進法第9条又は第12条の規定に基づく 基準に適合するものと認定された企業(第9条に関するものに対しては、 労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。又は同法第8条に基 づく一般事業主行動計画(計画期間が満了していないものに限る。)を策 定・届出している企業(常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限 る。)をいう。
- ・次世代育成支援対策推進法(平成 15 年法律第 120 号。以下「次世代法」という。)に基づく認定(くるみん・トライくるみん・プラチナくるみん 認定企業)(次世代法第 13 条又は第 15 条の 2 に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。)
- ・青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和 45 年法律第 98 号。以下「若者雇用促進法」という。)に基づく認定(ユースエール認定企業)(若者雇用促進法第 15 条に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。)
- (カ) 賃上げの実施の表明(該当する場合は別記様式3-6に記載すること。) 対象となる要件は、以下のとおりとする。

なお、設計共同体が加点を受けるには各構成員による表明が必要である。

- ・令和7年4月以降に開始する最初の事業年度又は令和7年(暦年)において、対前年度又は前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明していること。(大企業の場合)
- ・令和7年4月以降に開始する最初の事業年度又は令和7年(暦年)において、対前年度又は前年比で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること。(中小企業等の場合)
- (キ) 業務実施体制(別記様式3-7に記載すること。)
 - ・他の建設コンサルタント等に再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、その理由及び業務範囲を記載する。 なお、再委託先又は協力先が明らかな場合は併せて記載する。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。
- (ク) 予定管理技術者の経歴等(別記様式3-8に記載すること。)
 - ・予定管理技術者について、経歴等を記載する。
 - ・契約金額 500 万円以上の当該業務部門の管理技術者としての業務実績及 び当該業務部門の業務をマネジメントした実務経験を記載する。

なお、当該業務部門の業務をマネジメントした実務経験とは、地方農政局

請負工事等監督要領第3号に示す総括監督業務又は主任監督業務の経験 又はこれと同等程度の経験をいう。

また、前述の業務実績、実務経験がない場合で、当該業務部門の担当技術者としての実績がある場合はその実績を記載する。

- 農業農村整備事業に関する継続教育に対する取組状況を記載する。
- ・手持ち業務は、本業務の公告開始日現在(令和7年5月22日)において履行中の管理技術者としての契約額1,000万円以上の全業務(発注者が他国、他機関の業務を含む。)を記載する。国庫債務負担行為に係る契約の場合は当該年度の支払限度額とする。(最終年度は、契約額から支払済額を差し引いた金額とする。)

なお、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた農林水産省直轄工事及び業務の一時中止に係る申出があった場合の措置の延長等について」(元予第2210号大臣官房参事官(経理)通知)に基づき一時中止等を行ったことにより公告開始日(令和7年5月22日)に完了していない業務については手持ち業務量とは数えないものとするが、対象の是非は発注者において判断するため、これらの業務を含め全ての手持ち業務を記載すること。

- (ケ) 業務の実施方針(別記様式3-9に記載すること。) 業務の実施方針については、A4判2枚とし、具体的に記載する。 なお、これを超えたページは、評価しない。
- キ 申請書受付票の発行 別表1②に示す期日

(2) その他留意事項

- ア 申請書及び技術提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- イ 落札者とならなかった場合に技術提案書の返却を希望する者は、その旨を技術提 案書の提出文書に明記すること。

なお、返却を希望する旨の記載がない場合は、返却要請の意志がないものとみな す。

- ウ 提出された技術提案書は、技術提案書の評価以外に提出者に無断で使用しない。
- エ 提出期限日以降における申請書及び技術提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- オ 技術提案書に記載した予定管理技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- カ 申請書及び技術提案書に虚偽の記載をした場合は、申請書及び技術提案書を無効とするとともに、東北農政局工事請負契約指名停止等措置要領(平成15年9月1日付け15北総第528号(経)東北農政局長通知)に基づく指名停止を行うことがある。

7 競争参加資格の確認等

(1) 競争参加資格の確認

ア 競争参加資格の確認は、申請書及び技術提案書の提出期限の日をもって行うもの とし、その結果は、別表1④に示す期日までに通知する。

なお、競争参加資格の確認を行った日の翌日から開札の時までの期間に、競争参加 資格があると認めた者が指名停止措置要領に基づく指名停止を受けた場合、競争参 加資格の確認の通知を取り消し、競争参加資格がないと認めたことを通知する。

- イ 競争参加資格がないと認められた者は、分任支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い書面(自由様式)により説明を求めることができる。
 - (ア) 受付期限

アの通知をした日の翌日から起算して3日(行政機関の休日を含まない。) 後の午後5時

- (イ) 受付場所
 - 6 (1) イに同じ。
- (ウ) 提出方法

書面は持参することにより提出するものとし、郵送又は電送等によるものは 受け付けない。

ウ 分任支出負担行為担当官は、競争参加資格がないと認めた理由の説明を求められたときは、イ(ア)の受付期限の翌日から起算して4日以内に説明を求めた者に対し 書面により回答する。

8 入札説明書に関する質問の受付及び回答

(1) 入札説明書に対する質問は、次に従い文書(別添4)により提出すること。 なお、文書には回答を受け付ける窓口担当の部署、氏名、電話番号を併記すること。

ア 受付期間

別表1⑤に示す日時

イ 受付場所

3に同じ。

ウ 提出方法

別添4(ファイル形式「Microsoft Word」)に記載のうえ、下記のアドレスに電子メールより送信すること。

また、電子メール送信後はその旨を電話にて連絡し、必ず着信確認をすること。 E-mail:thn-shitsumon-ase@maff.go.jp

(2) (1)の質問に対する回答は、質問を受理した日の翌日から起算して7日(行政機関の休日を含まない。)以内に電子入札方式(又は電送等)により行う。

ア 閲覧期間

別表1⑥に示す日時

イ 閲覧場所 3に同じ。

9 入札及び開札

- (1) 入札の日時
 - ア 電子入札方式による場合
 - (ア) 入札の送信期限別表1③に示す日時
 - (イ) システム端末の不具合や通信障害等の不測の事態を考慮し、提出期限に余裕を持って入札金額の送信を行うこと。
 - イ 紙入札方式により持参する場合
 - (ア) 入札書の受領期限 別表1③に示す日時に技術提案書とともに6(1)イの提出先に持参し、 入札する。
 - ウ 紙入札方式により郵送で提出する場合
 - (ア) 入札書の受領期限 別表1③に示す日時までに技術提案書とともに6(1)イの提出先に必着

(2) 入札方法等

- ア 入札書は、電子入札方式により提出すること。ただし発注者の承諾を得た場合は 紙入札方式により持参又は郵送(書留郵便に限る。)すること。ファクシミリ等によ る入札は認めない。
- イ 電子入札方式による手続開始後に、紙入札方式への途中変更は原則として行わないものとするが、入札参加者側にやむを得ない事情が生じた場合には、承諾を得て紙入札方式に変更することができる。
- ウ 電子入札方式に障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙入札方式に変更する場合がある。
- エ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- オ 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。
- カ 電子入札方式に係る運用については、「農林水産省電子入札運用基準標準例(建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務)」によるものとする。(東北農政局ホームページ: https://www.maff.go.jp/tohoku/sinsei/nyusatu/densi.html)

(3) 開札の日時

別表1⑦に示す日時

(4) 開札の場所

〒036-0357 青森県黒石市追子野木 3-145-1 東北農政局津軽土地改良建設事務所 会議室

(5) 開札の立ち会い

電子入札方式により入札した場合は開札の立ち会いは不要とするが、紙入札方式による入札者又はその代理人は、開札に立ち会わなければならない。紙入札方式による入札者又はその代理人が1回目の開札に立ち会わない場合でも、その入札は有効として取り扱われるが、再度入札を行うこととなった場合には、再度入札を辞退したものとして取り扱う。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて開札を行う。

(6) 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格要件のない者の入札、申請書及び技術提案書、確認 資料に虚偽の記載をした者の入札並びに別冊「東北農政局競争契約入札心得」において 示した条件等、入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者 を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

また、10(3)に掲げる履行確実性に関するヒアリングに応じない場合又は追加資料の提出を求められた者が追加資料を提出しない場合には、「ヒアリング辞退届、追加資料提出辞退届」を提出したうえで、入札に関する条件に違反した入札として無効とする。

なお、「ヒアリング辞退届、追加資料提出辞退届」の様式については、別添2-1による。

10 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

入札参加者は、価格及び技術提案書をもって入札をし、次の各要件に該当する者のうち、(2)総合評価の方法によって得られた数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。

ア その者の入札価格が予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格(以下 「予定価格」という。)の制限の範囲内であること。

なお、入札価格は、設計図書に基づき算出するものとする。

ただし、落札者となるべき者の「入札価格」によっては、その者により当該契約の 内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契 約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって、著しく不 適当と認められるときは、入札価格が予定価格の制限の範囲内であり、かつ、適切な「入札価格」と考えられる入札をした者のうちから、「評価値」の最も高い者とすることがある。

- イ 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく価格(以下「調査基準価格」という。)を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。
- ウ 入札に係る技術等が、公告(これに係る入札説明書を含む。以下同じ。)において 明らかにした技術等の要求要件(以下「技術的要件」という。)のうち必須とされた 項目の最低限の要求を全て満たしていること。
- エ 上記において、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

(2) 総合評価の方法

ア 評価値の算出方法

総合評価は、イの当該入札者の入札価格から求められる価格点とウにより得られた技術点の合計による評価値をもって行う。

評価値=価格点+技術点

イ 価格点の算出方法

価格点の算出方法は、以下のとおりとする。

なお、価格点の配分点は47.5点とする。

価格点=価格点の配分点×(1-入札価格/予定価格)

ウ 技術点の算出方法

技術資料の内容に応じ、(ア)から(ウ)までの評価項目ごとに評価を行い、技術点を与える。

なお、技術点の最高評価点は47.5点とする。

- (ア) 企業・予定管理技術者の技術力等(資格要件及び業務執行技術力等)
- (イ) 業務への取組方針(実施方針に対する技術提案等)
- (ウ) 技術提案の履行確実性

技術点の算出方法は、以下のとおりとする。

技術点= ((ア) に係る評価点) + {((イ) に係る評価点) × ((ウ) の評価 に基づく履行確実性度)}

(3) 履行確実性に関するヒアリング

ア どのように技術提案の確実な履行確保を図るかを審査するために、原則として、 予定価格の制限の範囲内の価格で入札した全ての者について、開札後速やかに、ヒア リングを実施する。

なお、ヒアリングは、対面により実施するものとする。

実施場所 〒036-0357

青森県黒石市追子野木3-145-1

東北農政局津軽土地改良建設事務所 会議室

- イ ヒアリングの日時、詳細な場所、留意事項等は別途通知する。
- ウ 入札参加者のうち、その申込みに係る価格が調査基準価格に満たない者は、技術 提案の確実な履行の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないこととなる おそれがあることから、技術提案書のほかに、開札後、履行確実性の審査のための追 加資料を求める。

追加資料を提出すべき旨の連絡は、9(3)の開札の後、別表1®に示す日時までに入札参加者あてに連絡するものとし、その提出は、別表1®に示す日時までに行うものとする。

提出を求めることとなる追加資料は、別途通知する。

なお、別添2-1に「履行確実性の審査・評価のための追加書類等」を参考に示す。

- エ 履行確実性の審査のための追加資料の作成及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。
- オ 入札参加者のうち、その申込みに係る価格が調査基準価格以上、予定価格以下である者に対しては、別添2-2に示す「履行確実性に関する確認票」の提出を求め、これを以てヒアリングに代えることがある。その提出は、別表1⑩に示す日時までに行うものとし、詳細については、イの連絡の際に併せて連絡を行うものとする。

(4) 技術提案書に基づく業務

実際の業務に際しては、総合評価の際に提出された技術提案書に記載された業務計画についての記載内容に基づき、業務計画書作成又は実業務を行うものとする。

技術提案書に明記された技術提案や業務計画の内容が受注者の責により実施されなかった場合は、契約書に基づき修補の請求、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償の請求を行うことがある。

また、業務成績評定の減点対象とし、最大 10 点を限度に減ずるものとする。ただし、 特に故意又は重大な過失と見られる場合は最大 20 点まで減ずるものとする。

さらに、調査基準価格に満たない者が本業務を受注した場合には、業務完了後に履行確実性の審査のために提出した追加資料を実施額に修正した資料の再提出を求め、以下の内容について履行確実性評価の達成状況等を確認し、その結果を業務成績評価において十分反映させるものとする。

- ア 次の審査項目において、審査時に比較して正当な理由がなく必要額を下回っていないか。
 - ・業務内容に対応した費用が計上されているか。
 - ・配置予定技術者に適正な報酬が支払われることになっているか。
 - ・品質管理体制が確保されているか。
- イ 再委託先への支払いについて、審査時に比較して正当な理由がなく再委託額が下 回っていないか。
- ウ その他「打合せ」への正当な理由がなく遅刻等、業務実施体制に関する問題が生じ

ていないか。

エ 業務成果品のミス、不備等

(5) 業務費内訳書の提出

ア 入札参加者は、第1回の入札に際し、入札書に記載された金額に対応した業務費 内訳書を作成すること。

- イ 業務費内訳書の様式は、別添1(様式1、様式2)によるものとし、会社名の記載をする。
- ウ 業務費内訳書の提出については、入札書(第1回)に記載された金額に対応した業 務費内訳書を次の方法により提出すること。
 - (ア) 電子入札方式による場合

第1回の入札時に電子入札方式により送信すること。一括して PDF ファイル形式によるものとし、ファイルの合計容量が 10MB を超えないものとする。

(イ) 紙入札方式による場合

封緘した業務費内訳書を入札書と併せて6(1)イに示す担当部局へ提出すること(期間内必着)。

なお、業務費内訳書は、入札書とは別に封緘すること。

また、提出は、持参又は郵送(書留郵便に限る。)による。

- エ 業務費内訳書の記載について、全ての項目に金額を円単位で記載すること。
- オ 業務費内訳書については、その金額と入札書に記載された金額の相違がないよう 留意すること。

なお、業務費内訳書の再提出は認めない。

カ 業務費内訳書の作成に当たっての算定根拠資料の提出を求めることがある。

11 低入札業務における品質確保対策の試行について

(1) 品質確保対策

調査基準価格を下回る価格で契約した場合、業務の適切な品質を確保するため、以下を実施することとし詳細は、特別仕様書によるものとする。

ア 管理技術者は、全ての打合せに立ち会い、監督職員に履行状況を報告するものと する。

(2) 低入札価格調査

ア 調査方法等

低入札価格調査は、調査基準価格を下回る価格で入札を行った者のうち落札予定者(以下「調査対象者」という。)に対して行うものとし、調査対象者からの事情聴 取により実施する。

調査対象者には、履行確実性に関するヒアリング終了後、ただちに低入札価格調査を実施する旨を通知する。調査対象者は低入札価格調査の実施を通知した翌日から

7日(行政機関の休日を含む。)以内に本調査に必要な資料等(以下「調査資料」という。)を提出し、事情聴取に応じなければならない。提出する調査資料の項目は次のとおりであり、様式等は通知時に併せて提示する。

(ア) 当該価格により入札した理由 (様式1)

(イ) 入札価格の内訳書、入札価格の内訳書の明細書 (様式2)

(ウ) 当該契約の履行体制 (様式3)

(エ) 手持ちの建設コンサルタント業務等の状況 (様式4)

(才) 配置予定技術者名簿 (様式5)

(カ) 手持ち機械等の状況 (測量・地質調査業務に限る。) (様式6)

(キ) 過去において受注・履行した同種又は類似の業務の名称及び発注者 (様式7)

(ク) 経営内容(会社法第435条に基づく計算書類等)

(ケ) 当該業務の品質確保計画

(様式8)

調査資料は、提出後の差し替え及び再提出は認めないものとする。

なお、調査資料の提出がない場合、又は事情聴取に応じない場合には、「東北農政局競争契約入札心得」第7条第12号の規定により、入札に関する条件に違反した入札として、その入札を無効とする。

イ 品質確保対策の確認

低入札価格調査時には、(1)の「品質確保対策」の確認を行うものとする。

ウ 結果の公表

低入札価格調査の結果は、別に定めるところにより公表する。

(3) 品質確保対策の履行

品質確保対策の履行について、次の場合には業務成績評定において減点措置を講ずる。

ア 「管理技術者立ち会いの打合せに係る履行について文書注意を受けた場合」又は 「屋外作業の管理技術者の常駐に係る履行について文書注意を受けた場合」…5点 減点

12 貸与資料の閲覧

特別仕様書第2-4条に示す貸与資料については、閲覧可能とする。

閲覧期間については、別表 1 ⑪に示す日時とするので、閲覧を希望する場合は、 3 に示す担当部局等に事前に連絡すること。

13 業務の成果品質確保対策について

契約後業務着手時並びに最終打合せ時において、受発注者間の設計方針、条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、管理技術者等の受注者代表は、次の事項並びに「業務の成果品質確保対策」(農水省WEBサイト)を十分に理解のうえ、対応するものとする。

(1) 業務確認会議

業務着手時に、管理技術者・担当技術者並びに事務所長、次長、建設所長、担当課長、主任監督員(主催)、監督員、工事担当者等が、設計方針、条件等の確認を一堂に会して実施することにより、業務の円滑な推進と成果物の品質確保を図るものとする。

ア 業務確認会議とは、発注者及び受注者が集まり、次の事項について確認を行う会議を 開催するものである。

なお、確認事項は変更する場合がある。

- ア) 設計条件・前提条件
- イ) 業務計画の妥当性
- ウ) スケジュール
- 工) 設計変更内容
- オ) その他

イ 会議の開催については、監督職員が指示するものとする。なお、開催時期の変更、開催回数の追加が必要な場合は、監督職員と協議するものとし、規定の打合せ時以外に開催する場合の費用については、必要に応じ設計変更で計上する。

(2) 合同現地踏査

管理技術者・担当技術者並びに事務所長、次長、建設所長、担当課長、主任監督員(主催)、監督員、工事担当者等が、必要に応じて合同で現地踏査を行うことにより、設計条件や施工の留意点、関連事業の情報、設計方針の明確化等、情報共有を図る。

- (3) 当該業務成果による工事発注の際に、別途工事の受発注者が当該工事に対する「工事の施工効率向上対策」(農水省WEBサイト)による工事円滑化会議及び設計変更確認会議を開催することとしており、同会議に出席要請があった場合には応じるものとする。なお、出席に必要な経費については、別途契約により対応することとする。
- (4) 業務確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。

14 その他

(1) 契約書作成の要否

要 (別冊「業務請負契約書(例)」により作成する。)

- (2) 入札保証金 免除
- (3) 契約保証金 納付(保管金の取扱店 日本銀行弘前代理店)。ただし、利付国債の 提供(保管有価証券の取扱店 日本銀行仙台支店)又は金融機関若しくは保証事業会 社の保証(取扱官庁 東北農政局)をもって契約保証金の納付に代えることができる。 また、公共工事履行保証証券による保証を付し、若しくは履行保証保険契約の締結を 行った場合又は業務完了保証人を付した場合は、契約保証金を免除する。
- (4) 手続における交渉の有無 無

(5) 関連情報を入手するための照会窓口 3に同じ。

(6) 手続において使用する言語、通貨及び単位

契約の手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)によるものとする。

(7) 競争入札心得の遵守

入札参加者は、別冊「東北農政局競争契約入札心得」及び別冊「業務請負契約書(例)」 を熟読し、東北農政局競争契約入札心得を遵守すること。

(8) 支払条件

公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)における保証契約を締結した場合の前金払の割合は、契約金額の3割以内とする。

(9) 入札に関する手続の中止

分任支出負担行為担当官が中止の必要があると認めた場合は、入札に関する手続を中止する。この場合、中止に関する公告及び入札参加者に対して通知を行う。 なお、その場合、公告内容等を検討して再度入札公告を行うことがある。

(10) 契約の制限

本業務を受注したコンサルタント及び、本業務を受注したコンサルタントと資本、人 事面等において関連があると認められる建設会社又は製造会社については、本業務に 係る工事を請け負うことができないものとする。

(11) 電子契約システムについて

ア 本件は、契約手続に係る書類の授受を原則として電子契約システムで行う対象業 務である。

- イ 電子契約システムによりがたく、紙での契約手続を希望する者は、紙契約方式への変更承諾願(別添6)を提出しなければならない。
- ウ 電子契約システムに障害等やむ得ない事情が生じた場合には、紙契約方式に変更 する場合がある。

(12) 賃上げを実施する企業に対する加点措置に係る留意事項

賃上げの実施を表明した企業等に対する加点を受けた契約の相手方に対しては、契約の相手方が提出した表明書により表明した率の賃上げを実施したかどうか、契約の相手方の事業年度等が終了した後、契約担当官等が確認を行うため、別添7-1又は別添7-2の「従業員への賃金引上げ実績整理表」とその添付書類として、当該事業年

(度)分及びその前年(度)分の「法人事業概況説明書」(別添7-3)又は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」(別添7-4)の提出を求める。

具体的には、事業年度単位での賃上げを表明した場合においては、賃上げを表明した年度とその前年度の「法人事業概況説明書」(別添 7 - 3)の「「10 主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額」(以下「合計額」という。)を「4期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較することにより行うこととする。

中小企業等にあっては、上記の比較をすべき金額は、事業年度単位の場合は別添7-3の「合計額」とする。

また、暦年単位での賃上げを表明した場合は、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」(別添7-4)の「1給与所得の源泉徴収票合計表 (375)」の「@俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較することとする。中小企業等にあっては、上記の比較をすべき金額は、暦年単位の場合は別添7-4の「支払金額」とする。

上記書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により、上記基準と同等に賃上げ実績を確認した旨の書類等が提出された場合には、このことをもって上記書類による賃上げ実績の確認に代えることができる。この場合の提出方法、考え方及び具体的な例は別添7-5のとおりである。

(※) 上記資料を提出する際には、受注案件名を記載した任意の書面も併せて提出すること。複数の受注案件がある場合は全ての受注案件を記載して一度に提出することも可能とする。なお、その場合の別添7-3又は別添7-4は1件分の提出で構わない。

契約の相手方に対しては、契約の相手方が提出した表明書により表明した率の賃上げを実施したかどうか、当該契約の相手方の事業年度等が終了した後、速やかに東北農政局総務部会計課が確認を行う。本項目で加点を受けた契約の相手方は、上記に示す書類を事業年度等終了月の末日から3か月以内に、東北農政局総務部会計課事業経理調整係に提出するものとする。

なお、実績確認窓口の一元化として、同一の賃上げ実施期間において、複数の部局等(各地方農政局及び農村振興局)に跨がって契約を行った契約相手方は、当該部局等の中から実績整理表の確認の代表窓口となる部局等(以下「代表部局」という。)を任意に選定することができる。この場合において、契約相手方は、賃上げ表明書に記載した事業年度等の終了日までに代表部局を選定した旨を、東北農政局総務部会計課事業経理調整係に連絡するものとし、実績整理表の提出に関する指示を受けるものとする。

問合せ先、提出場所又は提出方法は、以下のとおりとする。

ア 問合せ先及び提出場所

〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎A棟

東北農政局総務部会計課事業経理調整係 電話番号 022-263-1111 内線 4227

E-mail: Tohoku_tinage@maff.go.jp

イ 提出方法

電子メール、持参又は書留郵便等(書留郵便又は「民間事業者による信書の送達に関する法律」(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同上第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便のうち、引き受け及び配達記録をした信書便)により提出すること。

なお、上記の確認を行った結果、契約の相手方の賃上げが賃上げ基準に達していない場合、本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合又は上記の書類等が提出されない場合は、別途、契約担当官等が通知する減点措置の開始の日から1年間、総合評価落札方式による入札に参加する場合には、減点を行う。

設計共同体の場合に、実績確認において構成員の一部又は全部の者が未達成となった場合、その後の減点措置は当該設計共同体、未達成となった構成員である企業及び 未達成となった企業を構成員に含む設計共同体に対して行う。

減点は、当該入札における加点に1点を加えた点を減点するものとする。

経年的に本評価項目によって加点を受けようとする場合、事業年度単位か暦年単位かの選択を前年度又は前年から変えることによって、前年度等に加点を受けるために表明した期間と、当該年度等に加点を受けるために表明した期間が重なり、賃上げ表明の期間と加点を受ける期間との間に不整合が生じることのないよう、賃上げ表明を行う期間は、前年度等に加点を受けるために表明した期間と重ならない期間とすること。

(13) 保険証券等の電磁的方法による提出

保証証書等(契約の保証に係る保証書若しくは証券又は前払金保証に係る保証証書をいう。以下同じ。)の提出又は寄託に代えて電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。)であって、金融機関等が定め、契約担当官等の認める措置(以下「電磁的方法による提出」という。)を行う場合は、受注者は、保証証書等の提出又は寄託に代えて、電子証書等閲覧サービス(電子証書等を電気通信回線を通じて発注者等の閲覧に供するために、電子計算機を用いた情報処理により構築されたサービスであって、保険会社又は保証事業会社が指定するものをいう。)上にアップロードされた電子証書等を閲覧するために用いる契約情報(電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号をいう。)及び認証情報(電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号をいう。)を契約担当官等に提供し、契約担当官等が、当該契約情報及び認証情報を用いて当該電子証書等を閲覧することをもって代えることができる。保証契約番号及び認証情報は、可能な限り電子契約システムを介して提供すること。

なお、保険会社の発行する電子証書等については、暫定的な取扱いとして電子メールを用いて提出することができる。この場合の提出方法については、保険会社、契約担当官等に確認し、指定された手順を踏むこと。

(14) 入札する企業における人権尊重の確保について

入札者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」 (令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策 推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

その他の入札に関する事項については入札心得によるものとする。

(15) 発注者綱紀保持対策について

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的とした、農林水産省発注者綱紀保持規程(平成19年農林水産省訓令第22号)第10条及び第11条にのっとり、第三者から以下の不当な働きかけを受けた場合は、これを拒否し、その内容(日時、相手方氏名及び働きかけの内容)を記録し、同規程第9条に基づき設置する発注者綱紀保持委員会(以下「委員会」という。)に報告し、委員会の調査分析において不当な働きかけと認められた場合には、当該委員会を設置している機関において閲覧及びホームページにより公表する。

発注者綱紀保持対策の詳細は、当省のホームページによる。

(https://www.maff.go.jp/j/supply/sonota/pdf/260403_jigyousya.pdf)

(不当な働きかけ)

- ア 自らに有利な競争参加資格の設定に関する依頼
- イ 指名競争入札において自らを指名すること又は他者を指名しないことの依頼
- ウ 自らが受注すること又は他者に受注させないことの依頼
- エ 公表前における設計金額、予定価格、見積金額又は低入札価格調査制度の調査基 準価格に関する情報聴取
- オ 公表前における総合評価落札方式における技術点に関する情報聴取
- カ 公表前における発注予定に関する情報聴取
- キ 公表前における入札参加者に関する情報聴取
- ク その他の特定の者への便宜又は利益若しくは不利益の誘導につながるおそれの ある依頼又は情報聴取

別表1

1	申請書の提出期間	令和7年5月23日から令和7年6月6日まで(行政機関の
		休日を除く。)の午前9時から午後5時まで
		ただし、最終日については午前 11 時 30 分までとする。
2	申請書受付票の発行	令和7年6月6日まで
3	技術提案書及び入札	令和7年6月24日から令和7年6月27日まで(行政機関の
	書の提出期間	休日を除く。)の午前9時から午後5時まで
		ただし、最終日については午前 11 時 30 分までとする。
4	競争参加資格確認結	令和7年7月15日
	果の通知時期	
5	質問受付期間	令和7年5月23日から令和7年6月19日まで
		 持参する場合は、上記期間(行政機関の休日を除く。)の午前
		9時から午後5時まで
6	質問回答閲覧期間	令和7年5月23日から令和7年6月23日まで(行政機関の
		休日を除く。)の午前9時から午後5時まで
7	開札の日時	令和7年7月22日 午前10時30分
8	履行確実性審査のた	令和7年7月22日 午後5時
	めの追加資料提出要	
	請期限	
9	履行確実性審査のた	令和7年7月25日 午前11時30分
	めの追加資料提出期	
	限	
10	履行確実性に関する	令和7年7月23日 午後3時30分
	確認票提出期限	
(1)	貸与資料の閲覧期間	令和7年5月23日から令和7年6月27日まで(行政機関の
		休日を除く。)の午前9時から午後5時まで
		ただし、最終日については午前 11 時 30 分までとする。
	1	

注)「行政機関の休日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条 に規定する行政機関の休日をいう。

業務費内訳書

業務名称 令和7年度津軽北部二期農業水利事業 出崎機場他建屋補修補足設計業務

標記業務の入札説明書第10(5)に基づき、業務費内訳書を提出します。

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

東北農政局津軽土地改良建設事務所長 長野 誠司 殿

提出者住 所会社名

代表者 役職 氏名

電話番号

担当者 役職 氏名

メールアドレス

(様式2)

(会社名:000000000)

	令和7年度津軽北部			
業 務 名	出崎機場他建屋補修	補足設計業務	備	考
	項 目	業務実施金額(円)		
	直接人件費			
設計				
業務価格	直接経費			
	その他原価			
	40 66 TO #8 66			
	一般管理費等			
	一括計上価格			
	直接調査費			
 一般調査	巴]女侧且貝			
業務価格	間接調査費			
	100120111111111111111111111111111111111			
	諸経費			
	一括計上価格			
	直接人件費			
解析等調査	直接経費			
業務価格				
	その他原価			
	40 44 TO #2 45			
	一般管理費等			
	一括計上価格			
	7日日 工 四7日			
測量	直接測量費			
業務価格	上 久 (八) 王 (八			
>1< 1>2 Ima 1 H	諸経費			
	一括計上価格			
業務価	格合計額			

(記載に当たっての留意点)

注1:「業務実施金額」は円単位とすること。

注2:上記金額に消費税は含めないこと。

注3:入札書に記載される入札金額に対応した内訳書とすること。

履行確実性の審査・評価のための追加書類等

目 次

1	履行確実性の審査・評価のための追加書類		1
2	追加書類作成要領(各様式別)	•••	6
3	追加書類様式		9
4	(参考)ヒアリング辞退届・追加資料提出辞退届	3	າ ດ

履行確実性の審査・評価のための追加書類等

1 調査基準価格

調査基準価格は、次の表の業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった①から④までに掲げる額の合計額に、100分の110を乗じて得た額とする。ただし、測量業務及び地質調査業務を除く係る契約については、その額が予定価格に10分の8.1を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の8.1を乗じて得た額とし、10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に10分の6を乗じて得た額を起える場合にあっては予定価格に10分の8.2を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の8.2を乗じて得た額とし、測量業務に係る契約については、その額が予定価格に10分の6を乗じて得た額とし、地質調査業務に係る契約については、その額が予定価格10分の8.5を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の8.5を乗じて得た額とし、3分の2を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に3分の2を乗じて得た額とし、3分の2を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に3分の2を乗じて得た額とし、3分の2を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に3分の2を乗じて得た額とする。

業種区分	①	2	3	4
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の	_
			5を乗じて得た額	
建築関係の建設コン	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額	諸経費の額に10分
サルタント業務			に10分の6を乗じ	の6を乗じて得た
7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7			て得た額	額
土木関係の建設コン	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10	一般管理費の額に1
サルタント業務			分の9を乗じて得た	0分の5を乗じて得
7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7			額	た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額	解析等調査業務費の	諸経費の額に10分
		に10分の 9 を乗	額に10分の8を乗じ	の5を乗じて得た
		じて得た額	て得た額	額
		0 (1170 11)		
補償関係建設コンサ	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10	一般管理費の額に1
ルタント業務			分の9を乗じて得た	0分の5を乗じて得
			額	た額

2 履行確実性の審査のための追加資料

入札参加者の申し込みに係る価格が1の調査基準価格に満たないときは、以下に掲げる全て の資料の提出を求めるものとする。

様式1 当該価格により入札した理由 様式2 入札価格の内訳書、入札価格の内訳書の明細書 様式2-1 一般管理費等内訳書 様式3 当該契約の履行体制 様式4 手持ちの建設コンサルタント業務等の状況 様式4-1 手持ち業務の人工 様式5 配置予定技術者名簿 様式5-1 直接人件費内訳書

様式6 手持ち機械等の状況(測量・地質調査業務に限る。)

様式7 過去において受注・履行した同種又は類似の業務の名称及び発注者

様式8 当該業務の品質確保計画

・再委託先からの見積書

・過去3か月分の給与支払額が確認できる給与明細書、賃金台帳の写し及び過去3か月分の法定福利費(事業者負担分)の負担状況が確認できる書面の写し

3 技術提案の履行確実性の審査・評価方法の概要

(1) 技術提案の履行確実性の審査は、技術提案書(履行確実性の審査に必要な部分に限る。)、 入札説明書10(3)のヒアリング及び(3)の追加資料等をもとに行い、技術提案の確実 な履行の確保が認められる場合には、技術提案に係る評価点をその履行確実性に応じて付 与する。

なお、ヒアリングに応じない場合及び追加資料の提出を求められた者が追加資料を提出 しない場合は、入札に関する条件に違反した入札として無効とすることがあることに留意 すること。

- (2) 履行確実性の具体的な審査・評価方法は、ア 業務内容に対応した費用が計上されているか、イ 配置予定技術者(予定照査技術者を除く。以下同じ。)に適正な報酬が支払われることになっているか、ウ 品質管理体制が確保されているか、エ 再委託先への支払いは適正かをそれぞれ審査し、アからエまでの項目ごとに審査したうえで、5段階(A~E)で総合的に評価する。
- (3) 審査の目安は、次のとおりとする。

ア 業務内容に対応した費用が計上されているか。

審査内容	様式	審査の目安		
直接人件費、直	様式1	○業務内容に応じて、全て必要額*以上を確保して		
接経費、その他	様式2	いる又は必要額を下回った費用についてはその理		
原価、一般管理	様式2-1	由が明確である。		
費等が必要額を	様式5-1	×必要額を下回った費用に関する理由が明確でな		
確保しているか	様式6	۷١°		
を審査する。		×提出資料が不十分であり、ヒアリング等を通じて		
		も加筆、修正がなく、審査する情報が十分でない。		
		(ただし、提出資料の内容に大幅な変更がある場合		
		は、提出資料が不備であるとして「×」とする。)		

※ 必要額は、1の表業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、「予算決算及び会計令第 85条の基準の取扱いについて」(平成6年4月19日経第750号)に基づいて算出され る、調査基準価格算出の基礎となった①から④までのそれぞれの項目に記載された額と する。

イ 配置予定技術者に適正な報酬が支払われることになっているか。

審査内容	様式	審査の目安				
配置予定技術者	様式3	○業務内容に応じて、各々の技術者に支払われてい				
への適正な報酬	様式5	る報酬が会社等において定められた額以上を確保				
の支払いが確保	様式5-1	している又は必要額を下回っていても理由が明確				
されているか。	過去3か月分の	である。				
	給与明細書、賃金	×明確でない。				
	台帳及び法定福	×提出資料が不十分であり、ヒアリング等を通じて				
	利費(事業者負担	も加筆、修正がなく、審査する情報が十分でない。				
	分)の負担状況が	(ただし、提出資料の内容に大幅な変更がある場合				
	確認できる書面	は、提出資料が不備であるとして「×」とする。)				
	の写し					
配置予定技術者	様式4	○業務内容に応じて、人工が必要人工(標準案)を				
の人工が適正で	様式4-1	確保している又は人工が必要人工(標準案)を下回				
あるか。	様式7	っているがその理由が明確である。				
		×人工が必要人工(標準案)を下回っており、その				
		理由が明確でない。				
		×提出資料が不十分であり、ヒアリング等を通じて				
		も加筆、修正がなく、審査する情報が十分でない。				
		(ただし、提出資料の内容に大幅な変更がある場合				
		は、提出資料が不備であるとして「×」とする。)				
上記の2つの内容のいずれも「○」の場合は、項目イの審査結果を「○」とし、それ以						

上記の2つの内容のいずれも「○」の場合は、項目イの審査結果を「○」とし、それ以外を「×」とする。

ウ 品質管理体制が確保されているか。

審査内容	様式	審査の目安
予定照査技術者	様式3	○業務内容に応じて、各々の技術者に支払われてい
への適正な報酬	様式5	る報酬が会社等において定められた額以上を確保
の支払いが確保	様式5-1	している又は必要額を下回っていても理由が明確
されているか。	過去3か月分の	である。
	給与明細書、賃金	×明確でない。
	台帳及び法定福	×提出資料が不十分であり、ヒアリング等を通じて
	利費(事業者負担	も加筆、修正がなく、審査する情報が十分でない。
	分)の負担状況が	(ただし、提出資料の内容に大幅な変更がある場合
	確認できる書面	は、提出資料が不備であるとして「×」とする。)
	の写し	
予定照査技術者	様式4	○業務内容に応じて、人工が必要人工(標準案)を
の人工が適正で	様式4-1	確保している又は人工が必要人工(標準案)を下回
あるか。	様式7	っているがその理由が明確である。
		×人工が必要人工(標準案)を下回っており、その

	I]		
		理由が明確でない。		
		×提出資料が不十分であり、ヒアリング等を通じて		
		も加筆、修正がなく、審査する情報が十分でない。		
		(ただし、提出資料の内容に大幅な変更がある場合		
		は、提出資料が不備であるとして「×」とする。)		
当該業務の品質	様式8	○特別仕様書に記載する品質確保対策を確実に履		
確保計画		行するための計画が適当である。		
		×品質確保計画が十分でない。		
		×提出資料が不十分であり、ヒアリング等を通じて		
		も加筆、修正がなく、審査する情報が十分でない。		
		(ただし、提出資料の内容に大幅な変更がある場合		
		は、提出資料が不備であるとして「×」とする。)		

上記の3つの内容のいずれも「○」の場合は、項目ウの審査結果を「○」とし、それ以外を「×」とする。

- ※ 照査技術者の配置が義務付けられていない場合には、配置予定技術者が成果品の品質 に対する全面的な責務を負うこととなることからイの審査で代替する。
- ※ 品質確保計画が特別仕様書に位置づけられていない場合には、配置予定技術者が成果 品の品質に対する全面的な責務を負うこととなることからイの審査で代替する。

エ 再委託への支払いは適正か。

7,3,112 3,412 3,412 3,412						
審査内容	様式	審査の目安				
再委託業務内容	様式2	○業務内容に応じて、再委託の内容、金額が明確で				
を再委託先が確	様式3	ある。				
認しているか。	様式5-1	×明確でない。				
	再委託先見積書	×提出資料が不十分であり、ヒアリング等を通じて				
		も加筆、修正がなく、審査する情報が十分でない。				
		(ただし、提出資料の内容に大幅な変更がある場合				
		は、提出資料が不備であるとして「×」とする。)				

- ※ 再委託するものがなく、全ての自社にて実施する旨の説明があった場合には、更に業務内容に対応した費用の計上や配置予定技術者に対する適正な報酬の支払いについて厳格な審査が必要であることに鑑み、ア及びイの審査結果を参考に、再委託業務がないという状況を踏まえた必要額等であるか否かについて審査する。
- (4) 評価に当たっては、次の方式により行うものとする。
 - ア 調査基準価格以上の価格で申し込みを行った者は、技術提案の確実な履行の確保を含め、契約の内容に適合した履行が必ずしも十分にされないと認める具体的な事情がない限り、(2)の履行確実性の評価をAとし、履行確実性度を1.0として評価するものとする。
 - イ 調査基準価格を下回る価格で申し込みを行った者は、技術提案の確実な履行の確保 を含め、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあることから、(2)アから

工までの審査項目を(3)の審査の目安に沿って評価した結果、「 \bigcirc 」と審査した項目数に応じて、次の表の「 \bigcirc 」と審査した項目数の欄に掲げる評価に対応する履行確実性度を付与するものとする。

「○」と審査した項目数	評価	履行確実性度
4	A	1. 0
3	В	0. 75
2	С	0. 5
1	D	0. 25
0	E	0

作成要領 (各様式別)

各様式共通

- 1 各様式に提出すべき添付資料のほか、入札者が必要と認める添付資料を提出することができる(この場合、任意の添付資料である旨を各資料の右上部に明記するものとする。)。
- 2 必要に応じ、各様式に提出すべき添付資料以外にも、入札者によって技術提案の確実な履行の確保がされないおそれがあると認められるかどうかを確認するために説明資料の提出を求めることがある。

様式1 当該価格により入札した理由

記載要領

- 1 当該価格により入札した理由を、手持機械等の状況、過去において受注・履行した同種又は類似の業務、再委託会社の協力等の面から記載する。
- 2 なお、当該価格により入札した結果、当該業務の適切な実施及び成果物の品質の確保を行うことは当然である。

様式2 入札価格の内訳書、入札価格の内訳書の明細書 記載要領

- 1 特別仕様書に示されている作業項目及び数量に対応する内訳書とする。
 - また、作業項目及び数量に記載されている区分別の費用内訳が分かる明細書とすること。さらに、「名称・規格」ごとに「二次内訳書」を提出すること。この際、「積算内訳の明細書」を算出した根拠となる、設計図書に記載されている区分別の費用及びその区分ごとに職階別の歩掛、技術者単価など詳細な内訳がわかる明細書についても提出すること。

なお、官積算額欄には、何も記載しないこと。

- 2 内訳書には、再委託(契約書に基づく発注者の承諾を必要としない軽微な部分の再委託を含む。以下「作成要領」において同じ。)を予定している金額及び自社で実施する予定の金額との区分を明らかにすること。
- 3 計上する費用については、計数的根拠のある合理的なもので、かつ、現実的なものでなければならない。
- 4 追加資料提出者の申込みに係る金額が、契約対象業務の実施に要する費用の額を下回るときは、その下回る額を不足額として一般管理費等に計上し、「付加利益」の内数として記載する。
- 5 業務の実施に必要な費用との対応関係が不明確な「値引き」、「調整額」、「お得意様割引」 等の名目による金額計上は行わないものとする。

様式2-1 一般管理費等内訳書

記載要領

- 1 一般管理費等は、一般管理費と付加利益からなり、様式2で記載した一般管理費等の内訳を記載するものとする。
- 2 一般管理費は、建設コンサルタント等の当該業務担当部署以外経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等に係る項目別の金額を記載すること。
- 3 付加利益は、当該業務を実施する建設コンサルタント等を継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部留保金、支払利息及び割引料、支払保証金その他の営業外費用等に係る項目別の金額を記載すること。

様式3 当該契約の履行体制

記載要領

1 体制図においては、再委託を行う予定がある場合は、再委託の相手先ごとに、相手方名、再 委託を行う業務の内容、再委託の予定金額及び再委託を行う理由を記載する。 また、当該業務が特別仕様書等において、調査基準価格を下回る価格で契約した者に対し第 三者による照査の実施が義務付けられている業務(以下「第三者照査対象業務」という。)で ある場合は、第三者照査の実施予定先を記載する。

- 2 「技術者の区分」の名称は、契約対象業務の業種区分に応じて適宜設定すること。
- 3 測量業務(航空測量を含む。以下「作成要領」において同じ。)及び地質調査業務については、配置を予定する技術者のうち、現場作業における技術上の責任者として現場責任者を定め、 備考欄に「現場責任者」と明記すること。

(添付資料)

- 1 再委託を行う予定がある場合、再委託の予定金額を確認するため全ての再委託先からの見積 書を添付すること。
- 2 再委託先からの見積書には、様式2を準用した内訳書を添付するものとし、項目(設計業務の場合の例:直接設計費、直接経費、その他原価、一般管理費等)ごとの内訳が分かるようにすること。
- 3 再委託が測量業務又は地質調査業務である場合には、手持ち機械等の状況について様式6を 準用し、作成し添付すること。
- 4 第三者照査対象業務の場合は、第三者照査の実施予定先からの見積書を添付すること。

様式4 手持ちの建設コンサルタント業務等の状況

記載要領

配置を予定する技術者(再委託先の技術者及び第三者照査対象業務の場合は第三者照査技術者を含む。)ごとに、契約金額 500 万円以上の手持ちの建設コンサルタント業務等全てについて記載するものとする。

様式4-1 手持ち業務の人工

記載要領

配置を予定する技術者(再委託先の技術者及び第三者照査対象業務の場合は、第三者照査技術者を含む。)ごとに、当該業務及び様式4で記載した手持ち業務の特別仕様書の作業項目及び数量に記載されている区分別に期間別の計画人工数(日数)を記載すること。

なお、人工合計(日数)の欄には、期間別の合計人工数をそれぞれ記載するものとする。

様式5 配置予定技術者名簿

記載要領

- 1 配置を予定する技術者(再委託先の技術者及び第三者照査対象業務の場合は、第三者照査技術者を含む。)について記載するものとする。
 - なお、競争参加資格として必要な資格については少なくとも記載すること。
- 2 「技術者の区分」の名称は、契約対象業務の業種区分に応じて適宜設定すること。
- 3 測量業務及び地質調査業務については、配置を予定する技術者のうち、現場作業における技術上の責任者として現場責任者を定め、備考欄に「現場責任者」と明記すること。 (添付資料)
- 1 本様式に記載した入札者の技術者が自社社員であり、契約対象業務の入札公告後に入社した者でないことを証明する健康保険証等の写しを添付する。
- 2 再委託先の技術者については、再委託先の社員であり、契約対象業務の入札公告後に入社した者でないことを証明する健康保険証等の写しを添付する。
- 3 入札者の技術者、再委託先の技術者については、記載した資格を証明する書面の写しを添付 する。
- 4 第三者照査対象業務の場合は、特別仕様書において定める第三者照査の企業に要求される資格及び第三者照査の照査技術者に要求される資格を確認できる資料の写しを添付する。

様式5-1 直接人件費内訳書

記載要領

配置を予定する技術者(再委託先の技術者を含む。)ごとの直接人件費の内訳として契約対象

業務作業時間、年間総労働時間、年収、法定福利費及び退職給付費用を記載のうえ年間人件費、人件費単価及び調査対象業務直接人件費を算出し、契約対象業務直接人件費の合計額を合計欄に記載すること。

(添付資料)

配置を予定する技術者(再委託先の技術者を含む。)ごとの過去3か月分の給与支払額が確認できる給与明細書、賃金台帳の写し(様式5-1に記載した年収が確認できる範囲)及び過去3か月分の法定福利費(事業者負担分)の負担状況が確認できる書面の写しを添付すること。

様式6 手持ち機械等の状況

※本様式は、契約対象業務が測量業務又は地質調査業務である場合に作成すること。

<機械を保有している場合>

記載要領

- 1 本様式は、契約対象業務で使用する予定の手持ち機械について記載する。
- 2 再委託の相手方が保有する機械を使用することを予定する場合は、備考欄にその旨を記載すること。

<機械をリースする場合>

記載要領

- 1 本様式は、契約対象業務で使用する予定の機械及び当該機械のリースを受けようとする予定業者について作成する。
- 2 再委託の相手方がリースを受けて機械を使用することを予定する場合は、備考欄にその旨記載すること。
- 3 「リース元名」の「入札者との関係」欄には、入札者又は再委託先の相手方と機械リース予 定業者との関係を記載する。(例)協力会社、同族会社、資本提携会社等 また、取引年数を括弧書きで記載する。

様式7 過去において受注・履行した同種又は類似の業務の名称及び発注者 記載要領

- 1 配置予定技術者名簿に記載した技術者について記載すること。
- 2 過去3年間に国及び地方公共団体等が発注した建設コンサルタント業務等を対象に、受注・ 履行した同種又は類似の業務(契約対象業務と同じ業種区分の測量業務、建設コンサルタント 業務、地質調査業務又は補償関係コンサルタント業務に係るものに限る。)全て(入札日時点 で履行中のものは除く。)について、新しい順に記載する。

また、業務成績評定点についても記載することとし、業務の「契約書」の写し及び「業務成績評定通知書」の写しを添付すること。

3 農林水産省が発注した業務について、「業務成績評定」が 60 点未満の業務がある場合は、当該業務の履行を踏まえ品質確保対策や適正な履行の確保対策等を記載した資料を添付すること。

様式8 当該業務の品質確保計画

記載要領

1 特別仕様書に記載する品質確保対策について、確実に履行するための計画を記載すること。

履行確実性の審査・評価のための追加書類について

業務名称 令和7年度津軽北部二期農業水利事業 出崎機場他建屋補修補足設計業務

標記業務の履行確実性の審査・評価のための追加書類等を提出します。

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

東北農政局津軽土地改良建設事務所長 長野 誠司 殿

提出者 住 所 会社名 代表者 役職 氏名

電話番号

担当者 役職 氏名メールアドレス

1			

様式2

入札価格の内訳書(設計業務の場合)

(標準記載例)

業務名								
業務区分	項	Ħ	種別	業務実施金額 (A=B+C)	うち自社実 施金額(B)	うち再委託 予定金額 (C)	官積 算額(D)	備考
設計業務 価格	直接原	.価	水路工 落差工 分水工 打合せ 旅費交通費 電子成果物					一次内訳書一〇
	その他							
業務価格	等							

入札価格の内訳書の明細書

(標準記載例)

	一次内訳書一〇 水路工実施設計の費用内訳							
項目	名称・規格	単位	数量	業務実施金額	官積	備考		
直接原価	現地調査	km						
	資料の検討	km						
		•						
		•						
		•						
	点検とりまとめ	式						
	計							

その他原価、一般管理費等に係る内訳書

(標準記載例)

その他原価、一般管理費等の内訳						
項目	種別	細別	業務実施金額	備考		
その他原価 一般管理費等	間接原価 一般管理費 付加利益					
	計					

入札価格の内訳書の明細書【設計業務】

(用水路 (開水路) 実施設計業務の場合の標準記載例)

(二次内訳書の様式)

()(1.11)	二次内訳書-1 現地調査1km 当たりの費用内訳					
項目	名称・規格	単位	数量	業務実施金額	官積 算額	備考
直接設計費	主任技師	人				
	技師①	人				
	技師②	人				
	技術員	人				
:	計					

注1:二次内訳書の様式は任意とするが、歩掛、技術者等単価が確認できるものとする。 注2:技術者等単価の決定根拠となる、賃金等見積り根拠がわかる資料を添付すること。

様式2

入札価格の内訳書(地質、土質調査業務)

(標準記載例)

業務名							
業務区分	項目	種別	業務実施金額 (A=B+C)	うち自社実 施金額 (B)	うち再委託予 定金額(C)	官積 算額(D)	備考
一般調査業	直接調査費	地質調査					一次内訳書-1
務費	間接調査費	運搬費					一次内訳書-2
		準備費					一次内訳書-3
		仮設費					一次内訳書-4
		安全費					一次内訳書-5
		借地料					一次内訳書-6
		旅費交通費					一次内訳書-7
		施工管理費					一次内訳書-8
	諸経費	業務管理費					諸経費に係る内 訳書
		一般管理費等					~
解析等調査業務費	直接人件費	解析取りまとめ					一次内訳書-10
		打合せ					一次内訳書-11
	直接経費	旅費交通費					一次内訳書-12
		電子成果物					一次内訳書-13
	その他原価	間接原価					その他原価、一般管理費等に係る
	 一般管理費 等	一般管理費					内訳書
	子	付加利益					
業務価格							再委託予定金額 の比率〇〇%

入札価格の内訳書の明細書【地質、土質調査業務】

(標準記載例)

(一次内訳書の様式)

()(1)	一次内訳書-1 地質調査費の内訳						
項目	名称・規格	単位	数量	業務実施金額	官積	備考	
直接調査費	土質ボーリング	m				二次内訳書-1	
	サンプリング	本				二次内訳書-2	
	標準貫入試験	口				二次内訳書-3	
	現場透水試験	口				二次内訳書-4	
W [44	計 (

注:「名称・規格」ごとに「二次内訳書」を提出すること。

(諸経費に係る内訳書の様式)

	諸経費の内訳							
項目	種別	細別	業務実施金額	備考				
諸経費	業務管理費	業務管理費 一般管理費 付加利益						
	計							

入札価格の内訳書の明細書【地質、土質調査業務】

(標準記載例)

(二次内訳書の様式)

(—)(1)	二次内訳書-1 土質ボーリング1m当たりの費用内訳						
項目	名称・規格	単位	数量	業務実施金額	官積	備考	
直接調査費	調查技師	人					
	調査員①	人					
	調査員②	人					
	作業員	人					
	メタルクラウン	個					
	コアチューブ	本					
	ケーシング	本					
	ボーリングマシン	台					
	計						

注1:二次内訳書の様式は任意とするが、歩掛、技術者等単価が確認できるものとする。 注2:技術者等単価の決定根拠となる、賃金等見積り根拠がわかる資料を添付すること。

様式2

入札価格の内訳書【測量業務】

(標準記載例)

業務名								
業務区分	項	Ē	種別	業務実施金額 (A=B+C)	うち自社実 施金額(B)	うち再委託 予定金額 (C)	官積 算額(D)	備考
測量作業費	直接測	則量費	路線測量費					一次内訳書-1
			打合せ					一次内訳書-2
			旅費交通費					一次内訳書-3
			安全費					一次内訳書-4
			技術管理費					一次内訳書-5
	諸経費	₽.	間接測量費 一般管理費等					諸経費に係る内 訳書
業務価格								再委託予定金額 の比率〇〇%

入札価格の内訳書の明細書【測量業務】

(標準記載例)

(一次内訳書の様式)

()(۲)	一次内訳書-1 路線測量費の内訳							
項目	名称・規格	単位	数量	業務実施金額	官積	備考		
直接測量費	全体計画	式				二次内訳書-1		
	現地踏査	km				二次内訳書-2		
	線形決定	km				二次内訳書-3		
	中心線測量	km				二次内訳書-4		
	縦断測量	km				二次内訳書-5		
	横断測量	km				二次内訳書-6		
	平面測量	m²				二次内訳書-7		
	伐採	km				二次内訳書-8		
	計							

注:「名称・規格」ごとに「二次内訳書」を提出すること。

(諸経費に係る内訳書の様式)

(//////////////////////////////////////	諸経費の内訳							
項目	[目 種別 細別 業務実施金額 備考							
諸経費	間接測量費 一般管理費等	間接測量費 一般管理費 付加利益						
	計							

入札価格の内訳書の明細書【測量業務】

(標準記載例)

(二次内訳書の様式)

(—)(1)	二次内訳書-2 現地踏査1km 当たりの費用内訳					
項目	名称・規格	単位	数 量	業務実施金額	官積	備考
直接測量費	測量技師	人				
	技師①	人				
	技師②	人				
	機械経費	式				
	材料費	式				
	計					ļ

注1:二次内訳書の様式は任意とするが、歩掛、技術者等単価が確認できるものとする。 注2:技術者等単価の決定根拠となる、賃金等見積り根拠がわかる資料を添付すること。

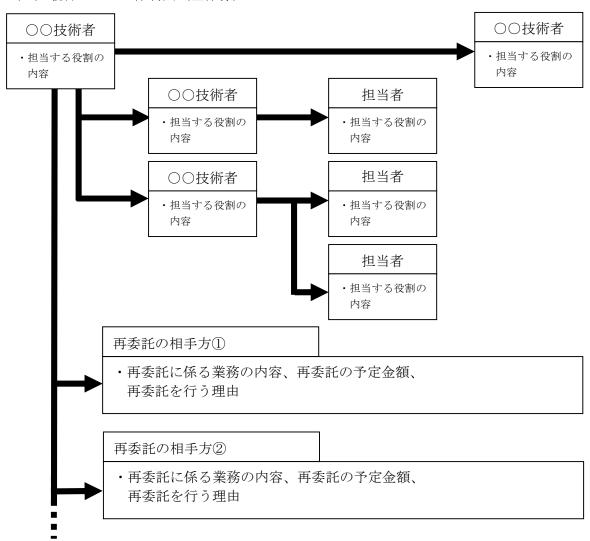
一般管理費等内訳書

契約対象業務名		
費目・項目	金額(円)	備考
一般管理費等		
法定福利費		
福利厚生費		
事務用品費		
通信交通費		
水道光熱費		
地代家賃		
減価償却費		
租税公課		
保険料		
契約保証費		

様式3

当該契約の履行体制

(1) 履行のための体制図(全体像)



(2)業務に係る実施体制

(2) /(3)(-)(3)	1			I
技術者 の区分	氏名	役職・部署	担当する役割	備考

様式4

手持ちの建設コンサルタント業務等の状況

(技術者) (氏名:)

業務名	発注機関	履行期間	契約金額	備考

様式4-1

求式4-1																																		
								手	持	ち業	き務	の	人	L (当記	亥業	務	も含	む))														
技術者)(氏名:)																														日数を
業務名・業務項目		4)			5月			3月		7月			3月		9			10 <i>F</i>		11			12,			1月			2月			3月		備す
	営業日							7 20				7		7 7	7 1	7 20	0 1 7 7	10	20 1	7	0 20 7 7	1 7	10	20 7	7			1 7		20 7			20 7	
業務		/		, ,		,		/	, ,		,	-/-	-/-	,	/	′	/ /	,			/ /	,			,		-	,	,		,			
〇〇検討			Т	T					Т				\neg	Т	Т	Т					1.0	1.0	2.0	1.0	1.0	0.5								
〇〇調査																				T				1.0	1.0	1.5	1.5	1.0	1.0					
〇〇整理																											1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0		
報告書作成																																2.5	2.5	
			L		Ш				L			Ш	Д		1	┸		Ш				L			Ш					Ш				
		_	┸	1	Ш				┸	<u> </u>	Ш	Щ	_	4	4	\perp	_	Ш		_	_	_	Ш	Ш	Щ			Ш	Ш	Ш			Ш	
		_	+	1	Ш	Ш	_	_	_	1	Ш	Ц	_	4	4	_	_	Ш		_		_	Ш		Щ			Н	Ш	Ш			Ш	
		4	4	4	Ш		_	4	+	ļ			_	_	4	4	4	Ш	_	4	4	4		ш					Ш	Ш				
小 計																						1 1	2	2	2	2	2.5	2	2	- 1	- 1	3.5	2.5	
業務																												_						
〇〇検討																4					1.0	1.0	2.0		1.0									
〇〇調査			_		Ш		_	_	_				_	_	_	_				_				1.0	1.0	1.5		1.0						
〇〇整理		_	_	_	Ш		_	_	_				_	_	_	_	_		_	_	_	_		Ш	\Box		1.0	1.0	1.0	1.0	1.0			
報告書作成		_	_	+	ш		_	_	_	_		-	_	_	_	_	_	ш	_	_	_	₩		ш	_			Н	ш	ш		2.5	2.5	
		4	_	+	Н		_	_	_	-	ш	-	_	_	_	4	+	ш	_	_	+	╄		ш				Ш	ш	-				
		_	+	+	Н		_	+	+	<u> </u>	ш	-	_	_	_	+	+			+	+	+	-	-					Н	ш				
	_	4	+	+	Н		-	+	+	<u> </u>	Н	-	-	+	4	+	+	Н	-	+	+	₩	-	Н	-			Н	Н	Н				
小計		-	+	+	Н		-	+	+-	+	Н	-	-	-	-	+	+	Н	-	+	+		2	2	2	2	2.5	2	2		_	3.5	2.5	
<u>」 </u>		_			ш			_		<u> </u>	ш		_	_				ш		_	_	' '	2	2	2	2	2.5	2	2		'	3.5	2.5	
未務			_	_	_		_	_	_	_	_	_			_	_	_	_		_	1	1.0	1				_	_		_			-	
		-	+	+	Н		-	+	+-	+	Н	-	-	-	-	+	+	Н	-	+	1.0	1.0	2.0		1.0		4.5	1.0	- 40	Н		-	\vdash	
	\rightarrow	+	+	+	Н		\dashv	+	+	\vdash	Н	\dashv	\dashv	+	+	+	+	Н	+	+	+	⊢	Н	1.0	1.0	1.5				1.0	1.0	1.0	\vdash	
	-	+	+	+	Н		-	+	+	+	Н	Н	\dashv	+	+	+	+	\vdash	\dashv	+	+	+	H	Н	Н	_	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	_	2.5	
	-	-	+	+	Н		-	+	+	+	Н	\vdash	\dashv	+	+	+	+	Н		+	+	+	H	Н	\vdash			Н	Н	Н		2.3	2.0	
	-	+	+	+	H		-	+	+	+	Н	\vdash	+	+	+	+	+	Н	\dashv	+	+	+	H	Н	\vdash			Н	Н	Н		\vdash	H	
	-		+	+	H		_	_	+	+	Н	\dashv	+	\dashv	+	+	+	\vdash	-	+	+	+	H	Н	\vdash	_		Н	Н	H			H	
	\rightarrow	+	+	1	Н		_	+	+	H	Н	\dashv	\dashv	\dashv	$^{+}$	+	+	Н	\dashv	+	+	т	Н	Н	\dashv	_		Н	Н	Н		Н	\vdash	
小計	-	\dashv	+	+	H		_	+	+	t	H	\dashv	+	+	+	+	+	Н	-	+	+	1 1	2	2	2	2	2.5	2	2	1	1	3.5	2.5	
-7- 11			•	•	_			_	_	•			_	_							•		_					_			-			
人工合計(日数)			т	т-		П	Т			1		П	Т	-	Т	_	т-		Т		Т.	3 3	6	6	6	6	7.5	6	6	3	3	10.5	7.5	
ハエロロ(ロ奴)			_	_						1						- 1				- 1		٠, ،		۰			1.0	۰	- 0		- 3	.0.5	7.5	

配置予定技術者名簿

技術者 の区分	氏 名	資格	取得年月日	免許番号 交付番号	備考

様式5-1

直接人件費内訳書

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)
技術者名	契約対象 業務作業 時間	年間総労 働時間	年収	法定福利 費	退職給付 費用	年間人件費 =(4)+(5)+ (6)	人件費単価 =(7)/(3)	契約対象業 務直接人件 費=(8)× (2)
	(時間)	(時間)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円/時)	(円)
						ļ		
						}	 	
						<u> </u>	 	
								
						 		
							1	
								
						ļ		
						}		
							合計⇒	0

手持ち機械等の状況 (測量業務及び地質調査業務に限る。)

<自社又は再委託予定先が機械を保有している場合>

工種•種別	規格・型式・能力・年式	単位	数量	メーカー名	専属的使用 予定日数	備考

<自社又は再委託予定先が機械をリースする場合>

) & 1))					
工種•種別	機械名称	規格·型式· 能力·年式	単位	数量	メーカー名	業者名	所在地	入札者との関 係 (取引年数)	備考

様式7

過去において受注・履行した同種又は類似の業務の名称及び発注者

(技術者) (氏名:)

(12711/11/	(八十)	,				
通し 番号	業務名	発注者名	履行期間	契約金額	業務成績 評定点	落札率	備考

注2:「業務成績評定」が60点未満の業務がある場合は、当該業務の履行を踏まえ品質確保対策や適正な履行の確保対策等を記載した資料を添付すること。様式は任意(該当1業務当たりA4判1枚以内)とする。

当該業務の品質確保計画

ヒアリング辞退届・追加資料提出辞退届

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

東北農政局津軽土地改良建設事務所長 長野 誠司 殿

住 電話番号 メールアドレス 会 社 名 代表者氏名

業務名 令和7年度津軽北部二期農業水利事業 出崎機場他建屋補修補足設計業務

上記業務について、技術提案の履行確実性評価のためのヒアリングを、○○○のため辞退する旨、届け出ます。

(上記業務について、技術提案の履行確実性評価のための追加資料の提出を求められましたが、 ○○○○のため(例:提出期限までに提出できないため)辞退する旨、届け出ます。)

注1)提出方法は、入札説明書に示す方法で提出をすること。

(備考) 用紙の大きさは日本産業規格A列4番とする。

履行確実性に関する確認票

(予定価格以下、調査基準価格以上の者)

事業名 令和7年度津軽北部二期農業水利事業 業務名 出崎機場他建屋補修補足設計業務

注意事項:本票の回答は、本業務を担当する**管理職以上の責任者により**作成してくださ

1 技術提案の確実な履行を確保するため、業務内容に対応した費用が計上されているか。 (業務内容に対応した費用の内容、金額等)
回答
2 技術提案の確実な履行を確保するため、配置予定技術者に適正な報酬が支払われることになっているか。 (適正な報酬の内容)
回答
3 技術提案の確実な履行を確保するため、品質確保体制が確保されているか。(具体的な体制の内容)
回答
4 技術提案の確実な履行を確保するため、再委託先への支払いは適正か。(再委託があ
る場合は、再委託の内容及び支払い金額と、その金額の妥当性)
回答
上の履行確実性確認票に記載した回答内容に、相違ありません。
回答者 会社名:
電話番号:
<u>後職等:</u> 氏 名:
₩ 4.

技術提案書評価基準【一般競争入札(総合評価落札方式(実施方針重視型))】

別添3

【通常 1:1】

令和7年度津軽北部二期農業水利事業 出崎機場他建屋補修補足設計業務

〈企業・予定管理技術者の技術力〉

						評価					
評価項目	評価の着目点	評価の着目点内訳	評価点	А	評価点	В	評価点	С	評価点	D	備 考
(企業評価)		•									
資格要件	資格要件	競争参加資格の認定	0	資格登録されている。	-	-	-	_		は 資格登録されていない。 い。	競争参加資格申請手続中の場合は、開札時に資格登録されていることを条件として 「資格登録されている」と評価する。ただし、開札時までに資格登録されなかった場合 は、競争資格なしとして入札を無効とする。
専門技術力	成果の確実性	納品後における重大な設計等のミスの発 覚等による契約不適合の有無	0	該当しない。	-	_	-	-	-2	該当する。	・「重大な設計等のミス」とは、東北農政局管内国営事業(務)所が発注する 業務において、当該年度を含め過去3か年度(基準日:申請書の提出期間の 最終日)に主要構造物の設計の根幹、ダム、頭首工及び橋梁等の重要構造物 の設計又は機能・構造に関わるもので事業推進に弊害をきたしたもの、又は 人身に危害を及ぼしたものをいう。
	地域への貢献	過去3年間(令和6年度~令和4年 度)の東北農政局管内における地域貢献 活動への支援	2	「優良工事等表彰」における地域貢献活動 の表彰実績 有り	1	東北農政局管内における農地・農業用水等 の資源保全、造成施設の保全管理、農村環 境保全、住民参加型直営施工、荒廃農地解 消活動、農村地域防災活動等に対して企業 としての継続的な支援実績 有り		地域への貢献に対する取組実績(過去3年間(令和6年度~令和4年度))がない。	-	-	地域への貢献に対する取組実績(過去3年間)がない場合は評価しない(O評価)
		過去3年間 (令和6年度~令和4年 度) における災害対応活動の実績	1	土地改良施設等を対象とした災害協定等に 基づく活動実績がある。	0.5	災害協定に基づかない活動実績がある。	0	活動実績(過去3年間 (令和6年度~令和4年 度))がない。	-	_	災害協定等に基づく活動実績とは、 ・国(地方農政局等)との間に締結した土地改良施設等に係る災害協定に基づく要請を受けて実施した災害活動実績 ・被災地方公共団体等からの要請を受け、国から団体等に対して行った協力依頼に基づき実施した災害活動実績をいう。 災害協定に基づかない活動実績とは、 ・国、地方公共団体等からの要請を受けて実施した災害活動実績(家畜防疫活動を含む。) をいう。 活動実績(過去3年間)がない場合は、評価しない(0評価)。
	業務執行能力	過去3年間(令和6年度~令和4年度) の表彰実績	2	業務表彰実績(農林水産大臣表彰、農村振興局長表彰)がある。 【加点評価点】 農業農村工学会表彰	1	業務表彰実績(農政局長表彰)がある。	0. 5	業務表彰実績(事業 (務)所長表彰)があ る。	-		企業として受けた表彰を対象とし、評価対象は以下のとおりである。 ・農林水産大臣表彰・農村振興局長表彰(全国(地方農政局、北海道開発局及び沖縄総合事務局)で表彰された業務が対象) ・農政局長表彰・事業(務)所長表彰(東北農政局管内で表彰された業務が対象) ・農業農村工学会表彰(全国土地改良工事等学術技術最優秀賞) 評価対象は当該業務部門に関連する表彰とし、業務表彰については、当該業務部門とAGRIS業務分類の「大分類」を同じくする業務の表彰を評価する。
	ワーク・ライフ・バランス等 の推進	ワーク・ライフ・バランス等推進に係る 認定の取得状況等	0. 5	次に掲げるいずれかの認定等を受けている。 ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。)に基づく認定企業等)※1 ・次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号。以下「次世代法」という。)に基づく認定(くるみん・トライくるみん・ブラチナくるみん認定企業)※2 ・青少年の雇用の促進等に関する法律促進入という。)に基づく認定(に基づく認定の選挙を発表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を		_	0	Aに該当しない。	-	-	※1 女性活躍推進法第9条又は第12条の規定に基づく認定を受けている企業(第9条に関するものに対しては、労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。)、同法第8条に基づく一般事業主行動計画(計画期間が満了していないものに限る。)を策定している企業(常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る。)をいう。 ※2 次世代法第13条又は第15条の2の規定に基づく認定を受けている企業 ※3 若者雇用促進法第15条の規定に基づく認定を受けている企業
賃上げの実施を表明した企業等	賃上げの実施の表明	賃上げの実施の表明	3	次のいずれかに該当する。 (大企業の場合) 令和7年4月以降に開始する最初の事業年度又は令和7年(暦年)において、対前年度又は前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明していること。 (中小企業等の場合) 令和7年4月以降に開始する最初の事業年度又は令和7年(暦年)において、対前年度又は前年比で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること。	: : : :		0	Aに該当しない。	_		大企業:中小企業等以外のものをいう。 中小企業:法人税法第66条第2項又は第3項に該当する者をいう。 ただし、同条第6項に該当する者は除く。
業務実施体制	実施体制の妥当性	再委託の内容及び分担業務の構成員	0	右に該当しない。	-	-	-	_	し 競争資格な	委託する場合	列再委託の記載がない場合は、「O評価」とする。

技術提案書評価基準1

			評価										
評価項目	評価の着目点	評価の着目点内訳	評価点	А	評価点		評価点	С	評価点	D	備考		
<予定管理技術者の	技術力等>												
資格要件	技術者登録	技術者資格及びその専門分野の内容	4	技術士(総合技術監理部門(機械-機械設計等、建設-鋼構造及びコンクリート、農業-農業土木、農業-農業農村工学)、機械部門(機械設計等)、建設部門(鋼構造及びコンクリート)、農業部門(農業土木、農業農村工学)、博士(農学)、一級建築士、二級建築士		2 農業土木技術管理士	1	その他資格者	競争資格なし	A、B、Cに該当しな い。	その他資格者の内訳(シビルコンサルテイングマネージャー(RCCM: 鋼構造及びコンクリート、農業土木))又は、これと同等の能力と経験を有する技術者		
業務執行技術力		過去10年間 (令和6年度~平成27年 度) の当該業務部門の業務実績又は実務 経験(国営以外の農業農村整備事業も含また)		当該業務部門の管理技術者としての業務実 績、又は当該業務部門の業務をマネジメン トした実務経験がある。		2 当該業務部門の担当技術者としての業務実績がある。		当該業務部門の業務実 績、実務経験がない。	-	_	・当該業務部門とは、発注者が入札説明書本文で示すAGRIS業務分類コード表における分類と同一の業務		
		過去10年間 (令和6年度~平成27年 度) の当該業務部門の業務の平均成績 (国営の農業農村整備事業のみ)	4	当該業務部門の管理技術者として担当した 業務の平均成績が80点以上	3	3 当該業務部門の管理技術者として担当した 業務の平均成績が75点以上~80点未満	2	当該業務部門の管理技術 者として担当した業務の 平均成績が70点以上~75 点未満	0	当該業務部門の管理技 術者として担当した業 務の平均成績が70点未 満	なお、5件に満たない場合は、その全てを対象とする。		
		管理技術者としての成績がなく担 当技術者としての成績がある場合 (過去10年間 (令和6年度~平成 27年度))	3	当該業務部門の担当技術者として担当した 業務の平均成績が80点以上	2	2 当該業務部門の担当技術者として担当した 業務の平均成績が75点以上~80点未満		当該業務部門の担当技術 者として担当した業務の 平均成績が70点以上~75 点未満	0	当該業務部門の担当技 術者として担当した業 務の平均成績が70点未 満	(担当技術者の場合) 業務成績額マ海知に示す「業務額マウ」である。		
	技術者継続教育に対する取組	農業農村整備事業に関する継続教育に対 する取組状況	3	前々年度(令和5年度)に 50 CPD単位又 は過去3年間(令和5年度~令和3年 度)に 150 CPD単位以上を取得	2	2 前々年度(令和5年度)に 30~49 CPD単位又は過去3年間(令和5年度~令和3年度)に 90~149 CPD単位を取得		前々年度(令和5年度)に10~29 CPD単位又は過去3年間(令和5年度 ~ 令和3年度)に30~ 89 CPD単位を取得		A、B、Cに該当しな い。	農業農村整備事業の継続教育に係る取組状況は、CPD単位のみを評価対象とする。 ・「又は」の解釈 どちらかの条件(前々年度、過去3年間)を満足していればよい。 緊急事態宣言が発動された年において、CPD取得に影響が生じたと判断される場合は、「過去3年間」を「緊急事態宣言が発動された年を除く過去3年間」と読み替えることができるものとする。		
			1	【加算評価点】 技術士 (CPD認定) に認定されている。	•				_	_	上記の継続教育の取組みにおいてA、B又はCにより加点されており、かつ、農業農村工学会技術者継続教育機構において取得したCPDにより、技術士(CPD認定)に認定されている場合は、上記に加算する。評価対象とする技術部門は、以下のとおりとする。・総合技術監理部門(農業一農業土木、農業一農村農村工学又は当該業務部門に該当する技術部門の選択科目)・農業部門(農業土木又は農業農村工学)・当該業務に該当する技術部門(選択科目)		
専任性	専任性	1件当たり1,000万円以上の管理技術者 としての手持ち業務件数又は手持ち業務 契約総額(国営以外も含む。)		手持ち業務件数3件以内かつ業務契約総額 5,000万円未満	1	1 手持ち業務件数6件以内かつ業務契約総額 1億円未満で、Aに該当するものを除く。		手持ち業務件数9件以内 かつ業務契約総額2億円 未満で、A、Bに該当す るものを除く。	-2	A、B、Cに該当しな い。	・既契約の工期末日と当該業務の公告開始日(令和7年5月22日) で重複を 判定 ・国庫債務負担行為に係る契約の場合は、当該年度の支払限度額とする。 (最終年度は、契約額から支払済額を差し引いた金額とする。)		

技術提案書評価基準【一般競争入札(総合評価落札方式(実施方針重視型))】

令和7年度津軽北部二期農業水利事業 出崎機場他建屋補修補足設計業務〈業務への取組方針〉

						評	価						
評価項目	評価項目 評価の着目点 評価の着目点内訳		評価点	A (特に優れている。)	評価点	B (優れている。)	評価点	C (普通)	評価点	D (やや劣る。)	評価点	E (劣る。)	備考
〈業務への取組方	針>												
実施方針		①農業農村整備事業に対する理解度 ②農業条件や用水条件など地域特性の把握 3、業務の目的・内容等に対する理解度	5	特に的確に示されている。	4	的確に示されている。	3	普通である。	2	やや劣る。	0	劣る。	
	実施手順・体制の妥当性	①業務実施に当たっての前提条件、留意 点等の把握 ②検討内容、検討手法の的確性 ③業務の品質確保に当たっての実施体 制・手順	15	特に的確に示されている。	12	的確に示されている。	9	普通である。	5	やや劣る。	0	劣る。	

最高評価点 47.5 点

【通常 1:1】

令和〇年度〇〇〇〇事業〇〇〇〇二業務 質問回答書(令和 年 月 日)

項	目	内	容(回	答)	備	考

技術提案書総括表

業務類型 一般競争(総合評価落札方式:実施方針重視型)同時提出型 業務名 令和7年度津軽北部二期農業水利事業出崎機場他建屋補修補足設計業務 のセルのみ配入すること。

È業・予	定管理技	技術者の技術力〉									j	者記入欄	
				評 価									
平価項目	評価の着目点	評価の着目点内訳	評 価 点	評 価 B 点	評 価 C 点	評価 D	備考	例: 〇〇コンサルタンツ		Oコンサルタンツ		業者名	
評価)	資格要件	競争参加資格の認定	0 資格登録されている。			競 資格登録されていない。 争	競争参加資格申請手続中の場合は、落札決定時に資格登録されていることを条件として資格登録されている」と評価する。ただし、落札決定時までに資格登録されなかった場合は、競争資格でしたして入札を無効とする。						
						資格な		A	0	登録有り 受付番号 550011			
д	成果の確実性	納品後における重大な設計等のミスの発覚等 による契約不適合の有無	0 該当しない。			-2 該当する。	・「重大な設計等のミス」とは、東北農政局管内国営事業(務)所が発注する業務において、当該 年度を含め過去るか年度(基準日・申請書の提出期間の最終日)に主要構造物の設計の規幹、ダ ム、頭首工及び橋梁等の重要構造物の設計又は機能・構造に関わるもので事業推進に弊書をきた したもの、又は人身に危害を及ぼしたものをいう。	A	0	該当しない			
	地域への貢献	過去3年間(令和6年度~令和4年度) の 智内における地域貢献活動への支援	2 「優良工事等表彰」における地域実就活動の表彰実績 有り	1 東北農政局管内における鹿地・農業用水 等の資源を全、進度階級の保全管理、最 村環境保全、任务動型電影に、飛機 農地解消活動、農村地域防災活動等に対 して企業としての継続的な支援美額 有 り	0 地域への異態に対する取組実績 (過去34間(令和6年度~令 和3年度))がない。		地域への貢献に対する取組実績(過去3年間)がない場合は評価しない(O評価)	В	1	R6 荒廃農地解消活動 (〇〇改良区) R5 農業用水等の資源保全活動 (〇〇県〇〇市〇協議会) 河川堤防の除草清掃活動 (〇〇県〇〇を備節) R4 造成施設の保全管理 (〇〇改良区)			
		遊去3年間(参和6年度~参和4年度)に おける災害対応活動の美値	1 土地改良施設等を対象とした災害協定等に基づく活動実績がある。	0.5 災害協定に基づかない活動実績がある。	0 活致実績(過去3年間(令和5 年度~ 令和5年度))がない。	-	災害協定等に基づ(活動実績とは、 ・個(地方震泉局等)との側に補格にた土地改良施設等に係る災害協定に基づ(実施を受けて実施した災害活動実施 ・個(地方成泉局等からの要請を受け、服から団体等に対して行った協力依頼に基づき実施した災害活動実 をいう。 災害協定に基づかない活動実績とは、 ・個、地方公共団体等からの実績を受けて実施した災害活動実績(家畜防疫活動を含む。) をいう。 活動実績(過去3年間)がない場合は、評価しない(O評価)。	A	1	例1) 国との災害協定あり(○○災害協定) 形ち 台風○号 形年度耕地災害等測量設計業務 (○○県○○市) 例2) 災害協定に基づかない活動実績あり 形5 7月奏雨 豪雨災害応急対策○○○業務委託 (○○県○○市)			
•	業務執行能力	通去3年間 (令和6年底~令和4年底) の 表彰実績	2 業務表彰実績 (農林水産大臣表彰、農村振興局長表彰) がある。	1 業務表彰実績(農政局長表彰) がある。	0.5 業務表彰実績(事業(務)所 長表彰)がある。		企業として受けた表彰を対象とし、評価対象は以下のとおりである。 ・最林水重大臣表彰・男性振興局表彰・全国(地方風改局、北海道開発局及び沖縄総合事務局)で表彰された業 指が対象) ・最政局表彰・事業(指)所表彰的(東北県政局管内で表彰された業務が対象) ・最東島村で全参彰(全国土地改良工事等学科技景量委員。 評価が象は当該業務部門に関連する表彰とし、業務表彰については、当該業務部門とAGRIS業務分類の「大分類」 を同じてきる業の表彰を評価する。	A	2	〇〇農政局長表彰 (R5. O. O) ・〇〇地区〇〇検討業務 ・当該業務部門 (大分類)			
			1 【加点評価点】 農業最村工学会表彰	,									
ライフ・ 序の推進	ワーク・ライ フ・パランス 等の推進	ワーケ・ライフ・パランス等権運に係る認定 の取得状況等	0.5 次に掲げるいず九かの那定業を受けている。 今世後の職業主紙における品層の推進に関する法律(平成27年法律第64 9 女性の職業主紙における品層の推進に関する法律(平成27年法律第64 7 女性に有能を発表する。いう。)に基づく認定等(えるほし、ブラテナスをは関連を基準)。・ 、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号。以下「次世代主」という。」に基づく認定(くるみん・トライくるみん、ブラチナくるみん 認定企業) ※2 ・青少年の雇用の促進等に関する法律(同和5年法律第98号、以下「著者 雇用促進法」という。)に基づく認定(ユースエール認定企業)※3		0 Aに該当しない。		※1 女性治理養養主第9条又は第10条の規定に基づく確定を示すている企業、第0条に関するよのに対しては、労 戦時間等の機力が高く感必要を消亡するのに限る。)、同注第9条に基づく一般年業主行動計画(計画規模が満了し ていないものに最る。)を集まとしている企業(新計画所する労働者の数が100人以下のものに限る。)をいう。 ※2 次世代法第10条又は第15条の2の規定に基づく認定を受けている企業 ※3 著者雇用促進法第15条の規定に基づく認定を受けている企業	A	0. 5	例1) 認定を受けている えるぼし2段階目 例2) 一般事業主行動計画策定・居出 (R3.4.1~R8.3.31)			
を表明	實上げの実施 の表明	宜上げの実施の表明	3 次のいずれかに独当する。 (大全をの場合) 令和1年4月以降に開始する最初の事業年度又は令和7年(原年)において、対毎年度又は毎年比で終与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる前。従業真に表明していること。 (中か企業者の場合) 令和1年4月以降に開始する最初の事業年度又は令和7年(原年)において、労毎年度又は毎年比で終与製額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること。	-	0 Aに該当しない。	_	大企業・中介企業等以外のものだいう。 中介企業:法人税法務の係可定定は第3項に該当する者をいう。 ただし、同条第6項に該当する者は除く。	A	3	例1) 表明あり 3%以上(大企業) 例2) 表明あり 1.5%(中小企業)			
本制	実施体制の妥 当性	再委託の内容及び分担業務の構成員	0 右に該当しない。			し競 業務の主たる内容を再委託する場合 争 資 格	再委託の記載がない場合は、「O評価」とする。	A	0	再委託無し			
理技術	者の技術力等					な							
	技術者登録	技術者資格及びその専門分野の内容	4 技術士 (総合技術監理部門 (機能・機能設計等、建設・回構造及びコンク リート、農業・農業土木、農業・無業裁計学)、機能部門 (機構設計 等)、建設部門 (興構造及びコンクリート)、農業部門 (農業土木、農業 農村工学)、博士 (農学)、一級建築士、二級建築士	2 農業土木技術管理士	1 その他資格者	し 競 A、B、Cに該当しない。 争 資格 な	その他責格者の内限(5° 32745行が"マナッド + (ROOM: 鋼構造及びコンクリート、農業土木))又は、これと同等の能力と経験を有する技術者	A	4	技術士(農業・農業土木)			
	実務経験	当該業務部門の業務実績又は実務経験(国営 以外の農業農村整備事業も含む。)	3 当該業務部門の管理技術者としての業務実績、又は当該業務部門の業務をマネジメントした業務経験がある。	実績がある。	経験がない。	-	・当該業務部門とは、発注者が入札説明書本文で示すAGRIS業務分類コード表における分類と同一の業務	A	3	有り 管理技術者として2件(国)			
	業務成績	筋業務部門の業務の平均成績(国営の農業農 村整備事業のみ)		3 当族来務部門の管理技術者として担当した来務の平均成績が75点以上~80点未満	2 当該業務部門の 管理技術者 として担当した業務の平均成績が70 点以上~75点未満	動態業務部門の管理技術者として担当し 務の平均成績が70点未満	た東・野部におけら件数は、最近の実了順に5件までとする。 なお、5件に満たない場合は、その全でおり後まする。 ・東原規助対象点数は、以下のとおりとする。 (管理技術の場合) 東原規制評定者知に示す(管理技術者(技術者評定点」)である。 (担当技術の場合) 東原成制評定者知に示す「集務評定点」である。	A	4	81点(国2件平均)			
		者としての成績がある場合(過去10年間 (令和6年度~平成27年度))		2 当該業務部門の担当技術者として担当した業務の平均成績が75点以上~80点未満	て担当した業務の平均成績が70 点以上~75点未満	0 当該業務部門の担当技術者として担当した の平均成績が70点未満							
	技術者継続教 育に対する取 組	展業展村整備事業に関する継続教育に対する 取組状況	3 前々年度(令和5年度)に50 CPD単位以上を取符 令和3年度)に150 CPD単位以上を取符	2 前々年度(令和5年度)に30~49 CPD単位文は過去3年間(令和5年度~令和3年度)に90~149 CPD単位を取得	1 前々年度(令和5年度)に 10 ~29 CPD単位又は過去3年間 (令和5年度~令和3年度)に 30~89 CPD単位を取得	O A、B、Cに該当しない。	農業農村登書事業の継続教育に係る取組状況は、CPD単位のみを評価対象とする。 ・「文は」の解釈 どちらかの条釈(前々年度、過去3年間)を満足していればよい。 緊急事態宣言が発動された年において、CPD取得に影響が生じたと判断される場合は、「過去3年間」を「緊急事態宣言が発動された年度を除く過去3年間」に読み替えることができる。	. A	3	令和 5 年度 80CPD 過去3年間 230CPD			
			1 【加算評価点】 技術主 (DPO認定) に認定されている。			-	上記の継続教育の取組みにおいてA、B又はCICより加合されており、かつ、農東風村工学会技術者継続教育機構において取得したOPOにより、技術士(OPO認定)に認定されている場合は、上記に原算する。 評価が象とする技術部門は、以下のとおりとする。 ・総合技術証明部「(個東一原東土本、農東一般村限村工学又は当該業務部門に該当する技術部門の選択科 目) ・農業部門(編東土本又は農業職村工学) ・協業業別に該当する技術部門(選択科目)	A	1	例1) 技術士(CPD國定)認定 例2) 技術士(CPD國定)			
	専任性	1件当たり1,000万円以上の管理技術者として の手持ち業務件数又は手持ち業務契約総額 (国営以外も含む。)	3 手持ち業務件数3件以内かつ業務契約総額5,000万円未満	1 手持ち業務件数6件以内かつ業務契約総 額1億円未満で、Aに該当するものを除 く。	● 手持ち業務件数9件以内かつ業務契約総額2億円未満で、A、Bに該当するものを除く。	-2 A、B、Cに該当しない。	 ・ 既契約の工期末日と当該業務の公告開始日(令和7年5月22日)で重複を判定 ・ 国庫債務負担行為に係る契約の場合は、当該年度の支払限度額とする。(最終年度は、契約額から支払済額を差し引いた金額とする。) 	A	3	- 等行措置による認定 2件(国 1 件、県 1 件) 3,200万円			

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官 東北農政局津軽土地改良建設事務所長 長野 誠司 殿

住 所:

商号又は名称:○○○○株式会社

代 表 者:代表取締役

00 00

電子契約システム対象業務における紙契約方式への変更承諾願について

貴所発注の令和○年度○○○○事業○○○○業務について、電子契約システムを利用しての契約手続ができないため、紙契約方式への変更を承諾されたく申請します。

別添7-1 【大企業用】

従業員への賃金引上げ実績整理表

1 賃上げ実績

前年(度)の給与	当年(度)の給与	賃上げ率	賃上げ基準	達成状況
等平均受給額	等平均受給額	(2/1-1)		
1	2	×100		
		%	%	達成/未達成

2 使用した書類

	法人事業概況説明書					
【算出方法】「「10 主要科目」の (労務費+役員報酬+従業員給料)」÷「「4 期末従業員等の状況」の計欄」で算出した金額を前年度と比較する。						
	給与所得の源泉徴収票等の法定調書の合計表					
	「「1 給与所得の源泉徴収票合計表」の「支払金額」」÷ 出した金額を前年と比較する。					

(注) 使用した書類の左欄の□に「✔」を付してください。

年 月 日

株式会社〇〇〇〇

(住所を記載)

代表者氏名 〇〇 〇〇

(留意事項)

1 前年(度)分と当年(度)分の「法人事業概況説明書」(別添7-3) 又は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」(別添7-4) の写しを添付してください。

別添7-2 【中小企業等用】

従業員への賃金引上げ実績整理表

1 賃上げ実績

前年(度)の給与	当年(度)の給与	賃上げ率	賃上げ基準	達成状況
総額 ①	総額 ②	(2/1-1)		
		×100		
		%	%	達成/未達成

2 使用した書類

	法人事業概況説明書					
【算出方法】「「10 主要科目」の(労務費+役員報酬+従業員給料)」 で算出した給与総額を前年度と比較する。						
	給与所得の源泉徴収票等の法定調書の合計表					
	「「1 給与所得の源泉徴収票合計表」の「支払金額」」 与総額を前年と比較する。					

(注) 使用した書類の左欄の□に「✔」を付してください。

年 月 日

株式会社〇〇〇〇

(住所を記載)

代表者氏名 〇〇 〇〇

(留意事項)

1 前年(度)分と当年(度)分の「法人事業概況説明書」(別添7-3) 又は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」(別添7-4) の写しを添付してください。

法人事業概況説明書

В 1 0 0 6

この用紙はとじこまないでください

法		は、お手数ですが、適宜の用紙に別途記事	業自平成二年二月二日税務署
人人			度至平成 年 月
名	z.	自社ホ	
法人	鬼 話 (~-3	ジの 無
香号			
	Ĩ.	(1)	hammed hammed barrens (Z) [1 3]
1.1	3	支 海 支 店 店 舗 所在地国 1	# 対
事			従来 日
業	1		員数
内	The state of the s	取物品	○無 取引金額(百万円) (2) ○有 ○ 手数料 ○ 『イヤル ○ 『
容	T I	2 3 3 1	
	艺术	大	以取 外別 ○ ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ③ ③ ③ ③ ③ ③ ③ ③ ③ ③ ③ ③ ③
	(1) 常勤役員	(1) 有 (2) Windo	
4 期	末	5 C O無 C O その	Del () 8 管 理 現 金
財末		○ (3) P C の ○ 財務 ○ 首種 ○	○ 常理 ○ 作理 ○ 作理 経 者 通 帳 ○ 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
~ 従		利 (4) 会計ソフトの利用等	等
事		用 (5) 会計ソフト名	(3) 源泉徽収 〇 給 与 〇 報酬料金 〇 利・
員	況計	状 (6) メールソフト名	の 対象所得
等	単位 計のうち代表者家族数		ファー
の	うしまのうちアルバト教	6 (1) 電子商取引 (有:	201
状		AB 形 (2) 販売チャネル 白社	
況	(3) 社宅·寮	7 株主又は株式所有異動の	
	※各科目の単位:千円	174年人64年307月六到。	特别 損 失
	売 上 (収入)高		税引前当期損益
10	吉 1 / 四 7) 匠 压		資産の部合計
主			(負債の部合計+純資産の部合計)
要	売 期 首 棚 卸 高 原材料費(仕入高)		現金預金 資受取手形
科	上 注2 劳 務 費		「
目	原 ※福利厚生費等を除いてください		産 ※貸飼引当金控除前、注3
	価 外 注 費		棚卸資産(未成工事支出金)
1	の期末棚卸高		0 貸 付 金
<u> </u>	対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、		建 物 海海面假却累計額控除後
単			/ 機 械 装 置 ※減価償却累計額控除後
	売上(収入)総利益		事 両 船 舶 ※減価償却累計額控除後
位	坂 役 員 報 酬		土 地
•	管 従 業 員 給 料		負債の部合計-純資産の部合計)
千	費 交 際 費		負支 払 手 形
1	う減価償却費		債 買 掛 金
円	りも地代家賃		う個人借入金
-	営 業 損 益		ちその他借入金
	特 別 利 益		純資産の部合計 (資産の総合計)
注4	4 ※を封日の単位・壬田	報酬	貸付金 仮払金 仮払金
111		barrier land barrier land	

⁽¹⁾の有・売上欄に該当がある場合 選送業においては禁料費、金融業・保険代理業においては、支払利息割引料を記載してください。 金融業・保険代理業においては、売掛金欄には未収利息、質掛金欄には未払利息を記載してください。 「11代表者に対する報酬等の金額」の各欄は貴社(貴法人)が同族会社の場合に記載してください。

┗ [18月別の売上高等の状況」欄の単位にご注意願います。

		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				_						
	(1) (兼美	美種目)		(兼業割	合) %							
,	兼					13						
12	(1) 兼業 の 状況		-	•	e e e e e e e e e e e e e e e e e e e	13			•	4		
	状	* :				主						
İ	況											
事				+		な		•				
ļ. ·	(2)			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		設						
1116	事											
業	業					備						
	内					等						
形	容					1						
	1 4 7 1					し の					•	
	特					状						
態	異 性								-			
				**		況						
	(3) 売	上区分	現金売上	% 掛 売	上 '	6						
1 4	 		1	決済日		+	(1)氏 名			•		
決	売 上	·			**	- 16 ∓∺	(1)1)	1				
肾	仕 入	締切日		決済日	·		(2) 事務所所在地					
等の	外注費	締切日		決済日		1	(3) 電話番号					
14決済日等の状況	 給 料			支給日		16税理士の関与状況		申告書の作	誠「「	調査立	会门税	务相談
<i>[]</i>	사다 가기		-la ster	_1	#1.	与	/ / P = - 1 D D					
15		帳 簿	書 類	の名		拔	(4) 関与状況	<u> </u>		伝票の整	埋 [二]補助	簿の記帳
帳						況		○ 総勘定方	で帳の記	張 🔘	原泉徴収関	係事務
簿		* * * * * * * * * * * * * * * * * * * *		•		17						
類						加	(役職名)			<u> </u>		
の					* .	ᄉ	(1文4联石)					4.
備		1		*.		組						
11/113						니合.						
						一合 等	(役職名)					
付						加入組合等のは		開店	時	閉店	時	
						合等の状況	営業時間	-	時	閉店		
付状		* 1 / III	1 \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	И. 7	A 45	合等の状況])	曜日		日)
付状		売 上(収	入)金額	仕 入	金額	の状況	営業時間定 休日	毎週 (毎月])	曜日 泉徴収		従事
付状	月別				1	の状況	営業時間定 休 日	年週 (年月	源,稅	曜日 泉徴収 額	(従事 員数
付状	月別	千円	入)金額	仕 入 FF	1	の状況	営業時間定 休日	毎週 (毎月	源,稅	曜日 泉徴収	(従事
付状況	月別一月				1	の状況	営業時間定 休 日	年週 (年月	源,稅	曜日 泉徴収 額	(従事 員数
付状況 18 月	月別一月月月月月月月日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日	千円			1 ∓ 1	の状況	営業時間定 休日	年週 (年月	源,稅	曜日 泉徴収 額	(従事 員数
付状況	月別一月	千円			1 ∓ 1	の状況	営業時間定 休日	年週 (年月	源,稅	曜日 泉徴収 額	(従事 員数
付状況 18 月 別	月別一月月月月月月月日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日	千円			1 ∓ 1	の状況	営業時間定 休日	年週 (年月	源,稅	曜日 泉徴収 額	(従事 員数
付状況 18 月 別 の	月別一月月月月月月月月月月月月月月月月日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日	千円	千円		1 ∓ 1	の状況	営業時間定 休日	年週 (年月	源,稅	曜日 泉徴収 額	(従事 員数
付状況 18 月 別	月別 - 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月	千円	千円		1 ∓ 1	の状況	営業時間定 休日	年週 (年月	源,稅	曜日 泉徴収 額	(従事 員数
付状況 18 月 別 の 売	月別	千円	千円		1 ∓ 1	の状況	営業時間定 休日 社 費 千円	年週 (年月	源,稅	曜日 泉徴収 額	千円	従事 員数
付状況 18月別の売上	月別 - 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月	千円	千円		1 ∓ 1	の状況	営業時間定 休日 社 費 千円	年週 (年月	源,稅	曜日 泉徴収 額	(従事 員数
付状況 18 月 別 の 売	月別	千円	千円		1 ∓ 1	の状況	営業時間定 休日 社 費 千円	年週 (年月	源,稅	曜日 泉徴収 額	千円	従事 員数
付状況 18月別の売上	月別 月月月月月月月月月月月月月	千円	千円		1 ∓ 1	の状況	営業時間定 休日 社 費 千円	年週 (年月	源,稅	曜日 泉徴収 額	千円	従事 員数
付状況 18月別の売上高等	月別 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月	千円	千円		1 ∓ 1	の状況	営業時間定 休日 社 費 千円	年週 (年月	源,稅	曜日 泉徴収 額	千円	従事 員数
付状況 18月別の売上高	月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月	千円	千円		1 ∓ 1	の状況	営業時間定 休日 社 費 千円	年週 (年月	源,稅	曜日 泉徴収 額	千円	従事 員数
付状況 18月別の売上高等	月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月	千円	千円		1 ∓ 1	の状況	営業時間定 休日 社 費 千円	年週 (年月	源,稅	曜日 泉徴収 額	千円	従事 員数
付状況 18月別の売上高等の状	月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月	千円	千円		1 ∓ 1	の状況	営業時間定 休日 社 費 千円	年週 (年月	源,稅	曜日 泉徴収 額	千円	従事 員数
付状況 18月別の売上高等の	月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月	千円	千円		1 ∓ 1	の状況	営業時間定 休日 社 費 千円	年週 (毎月 人 件 費	源,稅	曜日 泉徴収 額	千円	従事 員数
付状況 18月別の売上高等の状	月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月	千円	千円		3 千i	の状況	営業時間定 休日 社 費 千円	年週 (毎月 人 件 費	源,稅	曜日 泉徴収 額	千円	従事 員数
付状況 18月別の売上高等の状	月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月	千円	千円		3 千i	の状況	営業時間定 休日 社 費 千円	年週 (毎月 人 件 費	源,稅	曜日 泉徴収 額	千円	従事 員数
付状況 18月別の売上高等の状況 1	月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月	千円	千円		3 千i	の状況	営業時間定 休日 社 費 千円	会遇 (每月 人 件 費	源,稅	曜日 泉徴収 額	千円	従事 員数
付状況 18月別の売上高等の状況 1	月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月	千円	千円		3 千i	の状況	営業時間定 休日 社 費 千円	会遇 (每月 人 件 費	源,稅	曜日 泉徴収 額	千円	従事 員数
付状況 18月別の売上高等の状況 1	月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月	千円	千円		3 千i	の状況	営業時間定 休日 社 費 千円	会遇 (每月 人 件 費	源,稅	曜日 泉徴収 額	千円	従事 員数
付状況 18月別の売上高等の状況 1	月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月	千円	千円		3 千i	の状況	営業時間定 休日 社 費 千円	会遇 (每月 人 件 費	源,稅	曜日 泉徴収 額	千円	従事 員数

F E O 1 O 4 平成28年出 出 用 - 日以後提出用】俎 平成27年分以前の合計表を作成する場合には、「個人番号又は法人番号 | 欄こ句も記載しなっでくぎょっ。| ↑ □ ○ 提出媒体欄には、法定調書の種類別にコードを記載してください。(電=4 P=15 M=16 D=17 W=18

書画 30 その他 99

令和	原
1	man and the
税務署 令和 年 月 日提出 事業 受付印 税務署長 殿	整理番号
住所又は調査・報告・	の提出区分 提 1 給 与 2 退職 3 報酬 4 使用 5 譲受 6 幹 旋 1 追加=2 3 無効=4
提 所 在 地 電話 () 訂正= (フリガナ) (フリ	ガナ)
氏名又は 名 称 個人番号 ↓個人番号の記載に当たっては、左端を空欄にし、ここから記載してください。 作成対	本 店 等 翌年以降 一括提出 送 付 世当者
国人番号	有 ○ 香 ○
者 (フリガナ) 作成	税理士 番号 税理士番号 A WEE ()
氏名 1 給 与 所 得 の 源 泉 徴 収 票	合計表(375)
区分人 員 左のうち、瀬泉徽収税額のない者 支 (8) 静統 給与、貨等 人	日 II
の一般 額 個	
************************************	F)
災害減免法 により徴収 猶予したもの	
2 退職所得の源泉徴収票	合 計 表 (316)
区分人	類 泉 散 収 税 類 (摘 要)
の 総 額	F
3 報酬、料金、契約金及び賞金の支払	
区 分 個 人	支払金額 凝泉数収税額 人 円
得 報酬又は料金 (1号該当)	Д
第 級 赫 穣 酬 (3号該当)	A
に 職業野球選手,騎手,外交員等の 報酬 又は料金(4号該当)	A B B
芸能等に係る出演、演出等の報酬又は料金(5号該当) 現	A B B
報酬 報酬 又は料金 (6 号談当) 又	A B B
料 金 省 金 (8号該当)	A B
等	
® ④のうち、支払調書を提出するもの	
区 分 件 数 支 払 金 輌 ⑥のうち、所得税法第174条第10号 に規定する内国法人に対する賞金	源泉 <u>微収税</u> 額 円 (摘要)
災害減免法により 徴収猶予したもの	M
4 不動産の使用料等の支払調書合計表 (313)	6 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書合計表(314)
区分 人員 支払金額 企使用科等の総額 人	円 区分 人員 支払金額 の あっせん手数料の総額 人
® のうち、支払調書 を提出するもの	円
(摘要)) (摘要)
5 不動産等の譲受けの対価の支払調書合計表 (376)	通信日付印 確 認 提 出 年 月 日 確認
区分 人員 支払 金額 · A 議員付の対価の総額	円 年 月 日
®	一
(摘要)	

F E O 1 O 4

令和 □□ 年分 給与所得の源泉徴	収票等の法定調書合計表
(所得稅法施行規則別表第 5 (8)、5 (24)、5 令和 年 月 日提出	事業種目 整理番号 □
令和 年 月 日提出 税務署 税務署長 股	1.
住所又は 電話。	前音 V 提出 区 万
(フリガナ) 氏名又は	(フリガナ) 本店等 翌年以降 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※
出個人番号](FW)==14
法人番号(注) ※個人番与又は本人番号は後与されません 者 (フリガナ)	1, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
1 給 与 所 の 源 泉 徴 収 区 分 人 頁 左のうち、凝泉徴収税額のない者 支	T
(型) (単) (単) (単) (単) (単) (単) (単) (単) (単) (単	4 4<
②のうち、丙爾適用 の日屋労務者の資金	
源泉徴収票 を提出するもの	
(により徴収 消予したもの)	要) 要 合 計 表 (316) 票 合 計 表 (316) の合計表を作成する場別にコード
2 退職所得の源泉徴収 区分	票 合 計 表 (316)
(3) 退 號 手 当 等 (4) (5) (5) (6) (6) (7) (7) (7) (8) (8) (8) (8) (8) (8) (8) (8) (9) (7) (8) (8) (9) (7) (10) (10) (10) (10) (10)<	<u> </u>
区分级人级人	支払調書合計表 (309) 、を記録 水 支払金額 源泉散収税額 人 門 人 し
得 報酬又は料金 (1号該当)	A 支払金額 源泉散収税額 人 P 人 P 人 P 人 P 人 P A P A P A P B P
法 報酬又は料金 (2号該当)	### ### ### ### ### ### ### ### ### ##
条 に 職業野球選手、騎手、外交員等の 規 翻 又 は 料 金 (4 号該当)	<u> </u>
定 芸能等に係る出演、演出等の 報酬又は料金(5号該当) 人	人 P P 号電7
報 ホ ス テ ス 等 の 報 報 政 は 料 金 (6 号 該当)	
(c) 契約 金(7号該当) (本) 金(8号該当)	Total
等 ③ 計 実	
(B) (D) 5、支払調書を提出するもの (D) (A) (A) (D) (A) (D	F 7 16
区 分/件数 支払金 ③のうち、所得税法第174条第10号に規定する内国法人に対する賞金 ####################################	T
災害減免法により 徴収猶予したもの	OVI OVI
4 不動産の使用料等の支払調書合計表 (31	
区分 人員 支払金額 使用料等の総額 人	円 高田 人 円 書伯 人 円 書伯
③⑥のうち、支払調書を提出するもの	門 ® 例のうち、支払調告
(摘 要)	(摘要) (摘要) (100mm) (10
5 不動産等の譲受けの対価の支払調書合計表 (37	
(A) 建设计可持备の轮额	

【給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表】

記載要領

- 1 この合計表は、OCR用紙で提出する場合に使用する。
- 2 給与所得の源泉徴収票合計表
- (1) 「**②俸給、給与、賞与等の総額」欄**には、給与所得の源泉徴収票の提出省略限度額以下のため給与所得の源泉 徴収票の提出を省略するものを含めたすべての給与等について記載する。

なお、年の中途で就職した者が就職前に他の支払者から支払を受けた給与等の金額及び徴収された源泉所得税額並びに災害により被害を受けたため、給与所得に対する源泉所得税の徴収を猶予された税額は、「支払金額」又は「源泉徴収税額」に含めないで記載する。

- (2) 「左のうち、源泉徴収税額のない者」欄には、給与所得の源泉徴収票の「源泉徴収税額」欄の金額がゼロとなる者の数を記載する。
- (3) 「**②のうち、丙欄適用の日雇労務者の賃金」欄**には、給与所得の源泉徴収税額表(日額表)の丙欄を適用した 給与等の状況を記載する。
- (4) 「<a>⑤源泉徴収票を提出するもの」欄には、この合計表とともに給与所得の源泉徴収票を提出するものについて、 その合計を記載する。

なお、年の中途で就職した者が就職前に他の支払者から支払を受けた給与等の金額及び徴収された源泉所得税額は、「支払金額」又は「源泉徴収税額」に含めて記載することに留意する。

- (5) 「災害減免法により徴収猶予したもの」欄には、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の 規定により給与所得に対する源泉所得税の徴収を猶予されたものについて、その人員と猶予税額(給与所得の源 泉徴収票の「摘要」欄に記載された所得税額)を記載する。
- 3 退職所得の源泉徴収票合計表
 - (1) 「**②退職手当等の総額」欄**には、退職所得の源泉徴収票の提出を省略するものを含めたすべての退職手当等に ついて記載する。
 - (2) 「**② ②のうち、源泉徴収票を提出するもの**」欄には、この合計表とともに退職所得の源泉徴収票を提出するものについて、その合計を記載する。
- 4 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書合計表
 - (1) 「人員」欄には、個人に係るものと個人以外の者に係るものとに区分して記載する。
 - (2) 「支払金額」欄には、個人及び個人以外の者に対して支払う報酬、料金、契約金及び賞金の支払金額の合計額を記載する。
 - (3) 「源泉徴収税額」欄には、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定により報酬、料金、契約金及び賞金に対する源泉所得税の徴収を猶予された税額は含まれないことに留意する。
 - (4) 「所得税法第 204 条に規定する報酬又は料金等」欄には、支払調書の提出省略限度額以下のため支払調書の提出を省略するものを含めたすべての報酬、料金等について記載する。

また、「②計」欄の「人員」欄の「実」には、「所得税法第 204 条に規定する報酬又は料金等」欄の各欄を通じた実人員を記載する。

- (5) 「**②のうち、支払調書を提出するもの**」欄には、この合計表とともに報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書を提出するものについて、その合計を記載する。
- (6) 「**②のうち、所得税法第 174 条第 10 号に規定する内国法人に対する賞金」欄**には、内国法人に対して支払った所得税法第 174 条第 10 号に規定する馬主が受ける競馬の賞金(金銭で支払われるものに限る。)の支払金額等を記載する。
- (7) 「**災害減免法により徴収猶予したもの**」欄には、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の 規定により報酬、料金、契約金及び賞金に対する源泉所得税の徴収を猶予されたものについて、その人員と猶予 税額を記載する。

5 不動産の使用料等の支払調書合計表

- (1) 「**②使用料等の総額」欄**には、その年中に支払の確定した不動産の使用料等(支払調書の提出を要しないものを含む。)の支払先の人員と支払金額の合計額を記載する。
- (2) 「**® ②のうち、支払調書を提出するもの」欄**には、この合計表とともに不動産の使用料等の支払調書を提出するものについて、その合計を記載する。
- (3) 次に掲げる場合には、「摘要」欄に、それぞれ次に掲げる事項を記載する。
- イ 支店が支払った不動産の使用料等に係る不動産の使用料等の支払調書(以下、この項において「支払調書」という。)を本店が取りまとめて本店の所在地を所轄する税務署長に提出する場合
 - (イ) 本店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が取りまとめて提出する旨並びにその 支店の所在地、名称及びその賃借している不動産の種類
 - (ロ) 支店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が提出する旨及び本店の所在地
- ロ 法人又は不動産業者である個人が不動産の使用料等の支払がないため不動産の使用料等の支払調書の提出を要しない場合 その旨

6 不動産等の譲受けの対価の支払調書合計表

- (1) 「②譲受けの対価の総額」欄には、その年中に支払の確定した不動産等の譲受けの対価及び資産の移転に伴い生じた各種の損失の補償金の合計額(支払調書の提出を要しないものを含む。)を記載する。
- (2) 「® **②のうち、支払調書を提出するもの**」欄には、この合計表とともに不動産等の譲受けの対価の支払調書を 提出するものについて、その合計を記載する。
- (3) 次に掲げる場合には、「摘要」欄に、それぞれ次に掲げる事項を記載する。
 - **イ** 支店が支払った不動産等の譲受けに係る不動産等の譲受けの対価の支払調書(以下、この項において「支払調 書」という。)を本店が取りまとめて本店の所在地を所轄する税務署長に提出する場合
 - (イ) 本店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が取りまとめて提出する旨並びにその 支店の所在地、名称及びその譲受けた不動産等の種類
 - (ロ) 支店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が提出する旨及び本店の所在地
 - ロ 租税特別措置法第 33 条 (収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例) に規定する特定土地区画整理 事業等の事業施行者、租税特別措置法第 33 条の 2 (交換処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例) に規定 する特定住宅地造成事業等のための買取りをする者及び租税特別措置法第 33 条の 4 (収用交換等の場合の譲渡所 得等の特別控除) に規定する公共事業施行者が、法律の規定に基づいて買取り等の対価を支払う場合 その「事業 名又は工事名」及び「買取り等の申出年月日」
- ハ 法人又は不動産業者である個人が不動産等への譲受けの支払がないため不動産等の譲受けの対価の支払調書の提出を要しない場合 その旨

7 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書合計表

- (1) 「**②あっせん手数料の総額**」欄には、その年中に支払の確定した不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の合計額(支払調書の提出を要しないものを含む。)を記載する。
- (2) 「**® ②のうち、支払調書を提出するもの」欄**には、この合計表とともに不動産等の売買又は貸付けのあっせん 手数料の支払調書を提出するものについて、その合計を記載する。
 - なお、この支払調書に記載すべき事項を、「不動産の使用料等の支払調書」又は「不動産の譲受けの対価の支払 調書」に記載して提出することによって、この支払調書の作成、提出を省略したものについては、その支払を受 けた者の人員及び当該支払金額をそれぞれ「(摘要)」欄に記載する。
- (3) 次に掲げる場合には、「摘要」欄に、それぞれ次に掲げる事項を記載する。
 - イ 支店が支払った不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料に係る不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書(以下、この項において「支払調書」という。)を本店が取りまとめて本店の所在地を所轄する税務署長に提出する場合
 - (イ) 本店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が取りまとめて提出する旨並びにその支店の所在地、名称及びその売買又は貸付けのあっせんをした不動産等の種類
 - (ロ) 支店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が提出する旨及び本店の所在地
 - ロ 法人又は不動産業者である個人が不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払がないため不動産等の 売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書の提出を要しない場合 その旨
- 8 税務署整理欄は、提出義務者において記載を要しない。

1 確認書類の提出方法

賃上げ実績の確認時に、税理士、公認会計士等の第三者により、「入札説明書に示されている基準と同等の賃上げ実績を確認できる書類であると認められる」ことが明記された書面(別添様式)を、賃上げを行ったことを示す書類と共に提出。

- ※ 内容について、必要に応じて受注者に確認を行う場合がある。
- ※ 仮に制度の主旨を意図的に逸脱していることが判明した場合には、事後であっても その後に減点措置を行う。
- ※ なお、賃上げ促進税制の優遇措置を受けるために必要な税務申告書類をもって賃上 げ実績を証明することも可能である。

2 「同等の賃上げ実績」と認めることができる場合の考え方

- (1) 中小企業等においては、実情に応じて「給与総額」又は「一人当たりの平均受給額」 いずれを採用することも可能。
- (2)各企業の実情を踏まえ、継続雇用している従業員のみの基本給、所定内賃金等により 評価することも可能。
- (3) 入札説明書に示した賃上げ実績の確認方法で従業員の給与を適切に考慮できない場合、適切に控除や補完を行って評価することも可能。
- ※ なお、本制度において、企業の賃上げ表明を行う様式には従業員代表及び給与又は経 理担当者の記名捺印を求めており、企業の真摯な対応を期待するものである。
- ※ 例えば、役員報酬を上げるのみとなっている等、実態として従業員の賃上げが伴っていないにも関わらず、実績確認を満足するために恣意的に評価方法を採用することや賃上げを表明した期間の開始前の一定期間において賃金を意図的に下げる等により賃上げ表明期間の賃上げ率の水増しを図ること等は、本制度の趣旨を意図的に逸脱している行為と見なす場合がある。
- ※ ボーナス等の賞与及び諸手当を含めて判断するかは、企業の実情を踏まえて判断することも可能とする。

(具体的な場合の例)

(各企業の実情を踏まえ、継続雇用している従業員のみの基本給、所定内賃金等により 評価することも可能)

- ・ベテラン従業員等が退職し、新卒採用等で雇用を確保することで給与総額が減少する 場合等は、継続雇用している給与等受給者への支給額で給与総額等を評価する。
- ・定年退職者の再雇用などで給与水準が変わる者を除いて給与総額等を評価する。
- ・ワーク・ライフバランス改善の取組を考慮するため、育児休暇や介護休暇の取得者な ど給与水準が変わる従業員等を除いて給与総額等を評価する。
- ・働き方改革を進める中で、時間外労働規制の令和6年4月からの適用に対応するため、

計画的に超過勤務を減らしている場合については、超過勤務手当等を除いて給与総額等を評価する。

- ・災害時には昼夜を問わず、一時的に人員も増強してその対応に従事することが求められ、その対価として超過勤務手当等が従業員等に支給される。災害対応は、自ら制御できない年変動があり、このような場合、超過勤務や一時雇用を除いて給与総額等を評価する。
- ・業績に応じて支給する一時金や賞与等を除いて給与総額等を評価する。

(入札説明書に示した賃上げ実績の確認方法で従業員の給与を適切に考慮できない場合、 適切に控除や補完が行われたもので評価する)

- ・実績確認に用いるとされた主要科目に一部の従業員の給与が含まれない場合、別途これを考慮して評価する。
- ・実績確認に用いるとされた主要科目に外注や派遣社員の一時的な雇い入れによる労務 費が含まれてしまう場合、これを除いて評価する。
- ・実績確認に用いるとされた主要科目に退職給付引当金繰入額といった実際に従業員に 支払われた給与でないものが含まれてしまう場合は、これを除いて評価する。
- ・役員報酬が含まれること等により従業員の賃金実態を適切に反映できない場合は、これを除いて評価する。
- ・令和7年4月以降の最初の事業年度開始時よりも前の令和7年度中に賃上げを実施した場合は、その賃上げを実施したときから1年間の賃上げ実績を評価する。
- ※ なお、上記は例示であり、ここに記載されている例に限定されるものではない。

(別添様式1)

賃金引上げ計画の達成について

私は、○○株式会社が、令和○年度(令和○年○月○日から令和○ 年○月○日までの○○株式会社の事業年度)(又は○年)において、令和○年○月○日付け「従業員への賃金引上げ計画の表明書」と同等の賃上げを実施したことを別添書類によって確認いたしました。

(同等の賃上げ実績と認めた評価の内容)

(記載例1) 評価対象事業年度においては、○人の従業員が退職する一方、○人の新卒採用者を雇用することになり、給与支給総額が○%増加にとどまったものの、継続雇用している○人の給与支給総額は○%増加していたため、表明書と同等の賃上げを実行したものと認めました。

(記載例2) 評価対象の前事業年度は災害時の応急対策に従事すること等による超過勤務手当が多く発生した(対前年度○%増加)が、評価対象年度においてはその対応がなかったため、超過勤務手当は○%減と大きく減少した。これらの要因により、給与支給総額は○%の増加にとどまったものの、基本給総額は○%増加していたため、表明書と同等の賃上げを実行したものと認めました。

令和 年 月 日

(住所を記載)

(税理士、公認会計士等を記載)氏名 ○○ ○○

(添付書類)

- 000
- 000

(別添様式2)

賃金引上げ計画の達成について

当社は、評価対象事業年度において、〇人の従業員が退職する一方、〇人の新卒採用者を雇用することになり、給与支給総額が〇%増加にとどまったものの、継続雇用している〇人の給与支給総額は〇%増加していたため、表明書と同等の賃上げを実行したものと考えております。

この点について、計算の基礎となる添付資料及び計算過程を添付書類の通り提出します。

令和○年○月○日

(住所)

(法人名) 株式会社○○○○

代表取締役 〇〇 〇〇

(添付書類)

- 000
- 000

上記添付書類により本書類に記載する賃上げ率等が算出されることについて、計算誤りがない旨確認しました。

令和○年○月○日

(住所)

(公認会計士等の氏名)

※ 上記は記載例であり、ここに記載されている例に限定されるものではありません。

※様式1又は様式2のいずれかで提出する。

同時提出型における注意事項

技術提案書を含む資格要件確認資料と入札書を同時に提出する同時提出型は、今 までの一般競争入札方式と比べて**電子入札システムの取扱いが異なります**のでご 注意ください。

- 1 申請書、入札書及び技術提案書(添付資料1式を含む。)の提出方法
 - (1) 電子入札システムにおいて競争参加を申請する場合は、**申請書(別記様式1)**を、**登録**してください。
 - (2) 紙入札方式において申請する場合は、**申請書(別記様式1)**を、**提出**してください。
 - (3) 技術提案書(別記様式1以外の様式及び添付資料1式)、入札書及び業務費 内訳書は、申請書受付票発行後に電子入札システムにて登録してください。 なお、紙入札方式にて申請した場合は、申請書受付票発行後に入札説明書に記 載してある方法にて提出してください。
 - 2 競争参加資格確認通知について

競争参加資格確認通知は、入札説明書に記載している競争参加資格の確認結果の通知日に行います。

資本関係又は人的関係に関する申告書の提出のお願い

東北農政局が発注する工事及び業務においては、説明書に示すとおり、一定の資本関係又は人的関係のある複数の者の同一案件への入札参加を認めておりません。

近年、競争参加資格を保有する者の分社化や業種の多様化等が進んでいることから、資格要件の確認を円滑に行うため、競争参加資格確認資料として 別記様式2-3「資本関係又は人的関係に関する申告書」の提出を求めることとしますので、ご協力をお願いいたします。

履行確実性評価のためのヒアリングに関する留意事項

入札説明書 10 の(3) に示す履行確実性に関するヒアリングについては、これまでFA Xによる資料の授受を行っていたところですが、本案件は、**電子入札システムにより行う** こととしておりますのでご注意ください。

ヒアリングに関する連絡は、**令和7年7月22日**の開札終了後、電子入札システムにより連絡いたします。電子入札システムに登録のメールアドレス宛に通知が入りますので、受信後、電子入札システムにより「追加資料提出依頼書」を確認してください。

【予定価格制限を超過した入札を行った場合(いわゆる予定価格超過)】

予定価格制限を超過した入札を行った者には、連絡はありません。

【予定価格制限の範囲内かつ調査基準価格以上の入札を行った場合】

履行確実性に関するヒアリングに換えて、「履行確実性に関する確認票」の提出を求めます。

電子入札システムにより配布する「**履行確実性に関する確認票」に必要事項を記入の うえ、期日までに電子入札システムにて提出**をお願いします。

【調査基準価格未満で入札を行った場合(いわゆる低入札)】

調査基準価格未満で入札を行った者には、追加資料の提出を求めます。

- ① 電子入札システムにて配布する「**意向確認票」を期日までに電子入札システムに て提出して下さい。**
- ② 追加資料の提出をしない場合には、「ヒアリング辞退届・追加資料提出辞退届」を「意向確認票」とあわせて電子入札システムにて提出してください。 なお、ヒアリング辞退届・追加資料提出辞退届が提出された場合は、ヒアリングを辞退とし、入札を無効として取り扱います。
- ③ 追加資料の提出を行う場合は、追加資料及び添付書類一式を郵送(期日必着)又は持参により提出してください。資料の提出を確認した後、ヒアリングの詳細についてご連絡いたします。
- ※ 電子入札システムで提出するファイルはPDFファイルとしてください。
- ※ 電子入札システムにて提出できるファイルの容量は、**1MBまで**です。
- ※ 電子入札システムでの資料の提出方法については、電子入札システム操作マニュアルもご参照ください。

│ 農林水産省 電子入札システム操作マニュアル 一受注者編一 3.6.追加資料の提出 | https://help.maff-ebic.go.jp/manuals/ace_03_06.pdf

申請書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官 東北農政局津軽土地改良建設事務所長

長野 誠司 殿

登 録 番 号: 住 所: 商号又は名称: 代表者氏名: 電 話 番 号:

令和7年5月22日付けで入札公告のありました令和7年度津軽北部二期農業水利事業出崎機 場他建屋補修補足設計業務に係る競争に参加する資格について、確認されたく、申請します。

また、下記の書類は、入札と同時に提出します。

なお、予算決算及び会計令(昭和22勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

1 資格要件確認資料

- (1) 企業の有資格登録の有無を記載した書面・・・・・(別記様式2-1)
- (2) 指名停止期間中の有無を記載した書面・・・・・・(別記様式2-2)
- (3) 資本関係又は人的関係に関する申告書・・・・・・(別記様式2-3)
- (4) 予定管理技術者の所有技術者資格を記載した書面・・(別記様式2-4)
- 2 技術提案等
- (1) 成果の確実性・・・・・・・・・・・・(別記様式3-1)
- (2) 企業の地域貢献活動への支援・・・・・・・・(別記様式3-2)
- (3) 企業の災害対応活動の実績・・・・・・・・(別記様式3-3)
- (4) 企業の表彰実績・・・・・・・・・・・(別記様式3-4)
- (5) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合状況
 - ・・・・・・・・・・ (別記様式3-5)
- (6) 賃上げの実施の表明・・・・・・・・・・(別記様式3-6)
- (7) 業務実施体制・・・・・・・・・・・・・(別記様式3-7)
- (8) 予定管理技術者の経歴等・・・・・・・・・(別記様式3-8)
- (9) 業務の実施方針・・・・・・・・・・・・・(別記様式3-9)

技 術 提 案 書

資格要件確認資料

(別記様式2-1)

(1) 企業の有資格者登録の有無

<u>(1) </u>	11 24 11 11 27 24/	·> 11 WW				
項	目					
競争契約参加	資格者登録	有(登録番号	000)	無	手続中	

注1:有の場合、登録番号を記載する。

注2:参加資格申請中の場合は、申請書類写し又は申請が受理された通知の写しを提出する。

(別記様式2-2)

(2) 指名停止期間中の有無

項目	有 無
東北農政局長から指名停止を受けている。	該当あり・該当なし

注1:該当項目に○をつけること。

注2:該当ありの場合は、確認できる資料を添付すること。

(3) 資本関係又は人的関係に関する申告書

分任支出負担行為担当官 東北農政局津軽土地改良建設事務所長 長野 誠司 殿

> 住所 商号又は名称株式会社 代表者役職氏名

業務名 令和7年度津軽北部二期農業水利事業 出崎機場他建屋補修補足設計業務

令和7年5月22日付けで入札公告のありました標記業務に係る競争入札参加に際し、入札説明書5(2)に掲げる資本関係又は人的関係にある者について、下記のとおり申告します。

なお、当該関係者が本業務の入札に参加した場合、当該業務の入札書が無効となることについての異議申立てを行わないことを誓約します。

記

1 入札説明書5(2)ア(ア)及び(イ)に掲げる資本関係にある他の入札参加資格者

受付番号※(2)	商号又は名称	資本的関係
000000	株式会社〇〇〇〇	子会社の関係
000000	○○○○株式会社	子会社の関係
000000	○○○○株式会社	子会社の関係

2 入札説明書5(2)イ(ア)、(イ)及び(ウ)に掲げる人的関係にある他の入札参加資格者

TOTAL DESCRIPTION OF THE PROPERTY OF THE PROPE						
役職及び氏名	兼任先					
牧棚及い八石	受付番号※(2)	商号又は名称	人的関係			
執行役員 ○○○○	000000	株式会社〇〇〇〇	代表取締役			
執行役員 ○○○○	000000	○○○○株式会社	取締役			
執行役員 ○○○○	000000	○○○○株式会社	取締役			

※記載に当たっての留意事項

- ① 記入欄が不足する場合は、適宜、欄を追加すること。
- ② 受付番号欄には、令和7・8年度一般競争(指名競争)参加資格確認通知書の「受付番号」を記載すること。申請中の場合は、「申請中」と記入すること。
- ③ 該当がない場合は、「なし」と記入すること。
- ④ 記載事項の真偽を確認するため、会社法(平成17年法律第86号)第121条に規定する株主名簿(写)、その他関係資料の提出を求めることがある。
- ⑤ 上記に掲げる関係者が本業務の入札に参加した場合には、当該業務の入札書は無効とする。 また、このことにかかる異議申立ては、一切受け付けない。

(4) 予定管理技術者の所有技術者資格

荒 名	生年月日
所属・役職	
所有技術者資格(資格の種類、部門	(選択科目)、登録番号、取得年月日)

注:「所有技術者資格」が確認できる証明書の写し等を添付すること。博士の場合は、学位、専攻が確認できる終了証明書等を添付すること。

技 術 提 案 書

技術提案等

(別記様式3-1)

(1) 成果の確実性

項目	有 無
当該年度を含め、過去3年間(基準日:申請書の提出 期間の最終日)の業務で納品後における重大な設計等の ミスの発覚等により、設計等のやり直し又は構造物の手 直しがあったか。	該当あり・該当なし

注1:該当項目に○を付けること。

注2:該当ありの場合は確認できる資料を添付すること。 注3:過去3年間とは、当該年度より過去3か年度とする。

注4:成果の確実性のうち、契約不適合の有無について評価する。

(別記様式3-2)

(2) 企業の地域貢献活動への支援(過去3年間)

優良工事(業	務)表彰にお	おける地域貢献活動の	の表彰経	圣 歴				
表彰名	表彰年月	業務又はテーマ		内	容	備	考	
地域活動に対								
年月日	場	易所		地域活	動の内容			

注1:過去3年間とは、前年度(令和6年度)より過去3か年度とし、当該年度は含めない。

注2:地域活動に対する取組状況は、東北農政局管内における農地・農業用水等の資源保全、造成施設の保全管理、農村環境保全、住民参加型直営施工、荒廃農地解消活動、農村地域防災活動等に対して企業としての継続的な支援実績について記載する。

注3:地域への貢献の、「過去3か年の地域貢献活動の支援」について評価する。

注4:企業の地域貢献活動への支援内容が確認できる資料(表彰状(地域貢献活動)の写し、取組実績を 証明する資料等)を添付すること。

注5:継続的な支援実績とは、年1回以上の地域貢献活動を連続した2か年以上にわたり継続的に実施していることをいう。

(3) 企業の災害対応活動の実績(過去3年間)

こ基づく活動質	実績			
場	所	災害対応活動の内容	備	考
基づかない活	動実績			
場	所	災害対応活動の内容	備	考
	場 	基づかない活動実績	場 所 災害対応活動の内容 基づかない活動実績	場所 災害対応活動の内容 備 基づかない活動実績

- 注1:過去3年間とは、前年度(令和6年度)より過去3年間とし、当該年度は含めない。
- 注2:災害協定等に基づく活動実績は、国(地方農政局等)との間に締結した土地改良施設等に係る災害協 定に基づく要請に基づき実施した災害対応活動実績又は被災自治体からの要請を受け、国から団体等 に対して行った協力依頼に基づき実施した災害対応活動実績について記載する。
- 注3:国(地方農政局等)との間に締結した土地改良施設等に係る災害協定に基づく要請に基づき実施した 災害対応活動実績については、災害対応活動の内容が確認できる資料(国からの要請文書等の写し、 国から要請された団体等の会員であることを示す会員名簿等の写し、活動内容を証明する契約書の写 し)を添付すること。
- 注4:業務執行能力(災害等の不測の事態にあっても要請に応じられる「企業としての業務管理運営能力」) について評価する。
- 注5:国から団体等に対して行った協力依頼に基づき実施した災害対応活動実績については業務名も記載すること。(例:災害設計書作成(〇〇〇〇業務))
- 注6:災害協定に基づかない要請に基づき実施した災害対応活動実績については、災害対応活動の内容が 確認できる資料(国・地方公共団体等からの要請文書等の写し、活動内容を証明する契約書の写し 等)を添付すること。

(別記様式3-4)

(4)企業の表彰実績(過去3年間)

表彰実績(業務表	長彰、その他表彰等	等) (注2)		
表彰名	表彰年月	業務又はテーマ名	内容 ^(注3)	備考 (注4)

- 注1:過去3年間とは、前年度(令和6年度)より過去3か年度とし、当該年度は含めない。
- 注2:表彰実績には、当該業務部門に関連する表彰を記載し、表彰実績が確認できる資料(表彰状の写し等) を添付すること。

(当該業務部門とは、発注者が入札説明書等で示すAGRIS業務分類コード表における分類と同一の業務であり、業務表彰については、当該業務部門とAGRIS業務分類の「大分類」を同じくする業務の表彰を評価する。)

- 注3:内容欄は簡潔にまとめる。
- 注4: 備考には、業務表彰である場合は発注機関、履行期間、評定点を、その他参考となる表彰である場合 は、所管団体名を記載する。

(5) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合状況

ア 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等

○「えるぼし1段階目」の認定を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○「えるぼし2段階目」の認定を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○「えるぼし3段階目」の認定を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○「プラチナえるぼし」の認定を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○一般事業主行動計画(計画期間が満了していないものに限る。)を策定・届出を しており、かつ、常時雇用する労働者が100人以下である。

【 該当 ・ 該当しない 】

イ 次世代育成支援対策推進法に基づく認定

○「くるみん認定」を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○「トライくるみん認定」を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○「プラチナくるみん認定」を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

ウ 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定

○ユースエール認定を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

注1:アからウまでの全項目について、該当するものに○を付けること。

注2:それぞれ、該当することを証明する書類(認定通知書の写し・一般事業主行動

計画策定・変更届(都道府県労働局の受領印付)の写し)を添付すること。

注3:「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要綱」 第2条に規定する同要綱の対象となる外国法人の場合は、それぞれ、該当する ことを証明する書類(内閣府男女共同参画局長による認定等確認通知書の写し) を添付すること。

(6) 賃上げの実施の表明(該当する場合のみ記載)

従業員への賃金引上げ計画の表明書

【大企業の場合】

当社は、〇年度(令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの当社事業年度)(又は〇年(令和〇年1月1日から令和〇年12月31日))において、給与等受給者一人当たりの平均受給額を対前年度(又は対前年)増加率3%以上とすることを表明いたします。

【中小企業の場合】

当社は、〇年度(令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの当社事業年度)(又は〇年(令和〇年1月1日から令和〇年12月31日))において、給与総額を対前年度(又は対前年)増加率1.5%以上とすることを表明いたします。

【以下は、大企業、中小企業等共通】

年 月 日 株式会社〇〇〇〇 (住所を記載) 代表者氏名 〇〇 〇〇

上記の内容について、我々従業員は、〇年〇月〇日に、〇〇〇という方法によって、代表者から説明を受けました。

年 月 日

株式会社〇〇〇〇

従業員代表氏名 〇〇 〇〇 印給与又は経理担当者氏名 〇〇 〇〇 印

【留意事項(記載不要)】

1 この「従業員への賃金引上げ計画の表明書」は大企業と中小企業等で記載内容が異なります。 貴社がどちらに該当するかは、以下により御判断いただき、いずれかの記載をしてください。

大 企 業:中小企業等以外の者をいう。

中小企業:法人税法第66条第2項又は第3項に該当する者をいう。 ただし、同条第6項に該当する者は除く。

2 貴社の事業年度により賃上げを表明し、契約の相手方となった場合には、貴社が作成する「法人事業概況説明書」を用いて賃上げ実績を確認しますので、発注者の指示に従い、当該書類の写しをご提出いただくことを予めご承知ください。

なお、法人事業概況説明書を作成しない事業者の場合は、税務申告のために作成する類似の書類(事業活動収支計算書)等の賃金支払額を確認できる書類を提出してください。

3 暦年により賃上げを表明し、契約の相手方となった場合には、「給与所得の源泉徴収票等の法定調 書合計表」を用いて賃上げ実績を確認しますので、発注者の指示に従い、当該資料の写しをご提出い ただくことを予めご承知ください。

- 4 発注者において2若しくは3の提出を確認し、貴社が表明書に記載した賃上げを実行していないと認められる場合、本制度の趣旨を意図的に逸脱していると認められる場合又は2若しくは3の提出がない場合は、当該事実が判明した以降の総合評価落札方式による入札に参加する場合、技術点又は評価点を減点するものとします。
- 5 4による減点措置は、減点措置開始日から1年間、総合評価落札方式による入札に参加する場合に 実施します。

なお、減点措置の開始時期は、減点事由の判明の時期により異なるため、減点事由を確認した発注者から適宜の方法で通知します。

6 従業員代表及び給与又は経理担当者の押印が必要です。

(別記様式3-7)

(7)業務実施体制

再委託又は技術協	力による実施体制
再委託又は技術協力の内容	備考

注1:当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、備考欄にその理由を記述するとともに、再委託先又は協力先が明らかな場合は企業名等を記載すること。

(別記様式3-8)

(8)予定管理技術者の経歴等

荒 ^{9, が} 名		生年月日				
	過去10年間の当該業務部門の管理技術者又は担当技術者としての業務実績及び業務成績 ^(注3) 合計○○件 平均成績点 ○○.○○点					
※管理技術者としての業務実 成績を記載するが、その場合				ての業務実績	貴及び業務	
業務名	業務概要	発注機関	履行期間	評定点	担当 技術者	
AGRIS登録番号:						
AGRIS登録番号:						
AGRIS登録番号:						
過去10年間の当該業務部門の業務をマネジメントした実務経験 ^(注4) 計 件						
業務名	業務概要	発注機関	実施年度	監督 おける (総括/	立場	

AGRIS登録番号:							
農業農村整備事業に関する継続教育に対する取組状況 ^{(注7) (注8) (注9)}							
前々年度(令和5年度)取得単位 〇〇CPD(別添取得証明書参照)							
過去3年間(令和5年	F度~令和3年度)取得	単位 〇〇CPI) (")				
技術士 (CPD製定) に	認定されている。 (□科	4行増置による認定	₹)				
			ェク 証明書参照)・該当しない】				
	·	A 71					
手持ち業務の状況(令を	和7年5月22日現在)	合計 〇〇件	〇〇,〇〇〇万円				
			·				
手持ち業務の状況(令者 業務名	和7年5月22日 現在) 発注機関	合計 〇〇件 履行期間	○○,○○○万円 契約金額				
			·				
業務名			·				

注1:過去 10 年間とは、前年度**(令和6年度)**より過去 10 年間とし、当該年度は含めない。

注2:当該業務部門とは、入札説明書等で示す。AGRIS 業務分類(コード)表における分類と同一の業務

注3:業務実績及び業務成績は、契約金額500万円以上の農業農村整備事業に関する業務とし、AGRIS未登録業務の場合は契約書の写し等業務内容(業務名、業務概要、発注機関及び受注者、履行期間、契約金額)が確認できる資料を添付すること。

管理技術者としての業務実績がない場合は、過去 10 年間の当該業務部門の担当技術者としての業務 実績及び業務成績を記載すること。

業務実績及び業務成績は、最近の完了順に国営の農業農村整備事業を優先し、5件まで記載すること。 国営の農業農村整備事業の業務実績及び業務成績が5件に満たない場合は国営以外の農業農村整備 事業を含め、5件まで記載すること。

なお、本業務の公告日を含む年度の完了業務は、記載しないこと。

業務成績(評定点)は、管理技術者としての実績である場合は「技術者評定点」、担当技術者としての実績である場合は「業務評定点」とし、国営農業農村整備事業のみ記入すること。

注4: 実務経験は、契約金額 500 万円以上の農業農村整備事業に関する業務とし、国営の農業農村整備事業以外の場合は、契約書の写し等の業務内容(業務名、業務概要、発注機関及び受注者、履行期間、契約金額)が確認できる資料のほか、監督職員の任命通知書等、業務における自身の立場が確認できる資料を添付すること。

なお、本業務の公告日を含む年度の完了業務は、記載しないこと。

注5:「手持ち業務の状況」は、国営及び国営以外の農業農村整備事業、その他公共機関の受注業務であり、 管理技術者として従事している契約金額が1,000万円以上の業務を記載すること。

なお、国庫債務負担行為に係る契約の場合は当該年度の支払限度額(最終年度は,契約額から支払済額を差し引いた金額)を「手持ち業務」とするのでこれを契約金額欄に記載し、契約額全体を同欄上段に括弧書きで記載のうえ、当該年度支払限度額等の分かる資料を添付すること。

また、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた農林水産省直轄工事及び業務の一時中止に係る申出があった場合の措置の延長等について」(元予第2210号大臣官房参事官(経理)通知)に基づき一時中止等を行ったことにより公告開始日(令和7年5月22日)に完了していない業務については手持ち業務量とは数えないものとするが、対象の是非は発注者において判断するため、これらの業務を含め全ての手持ち業務を記載すること。

注 6: プロポーザル方式による業務で予定管理技術者として特定された未契約の業務は、手持ち業務の対象 としないので留意すること。

注7:農業農村整備事業に関する継続教育に対する取組状況では、単位取得を証明する資料の写しを添付す

ること。(農業農村整備事業以外の継続教育については、評価しないので注意すること。)上半期(4月~9月)に間に公告する業務については「前年度」を「前々年度」とする。

また、「過去3年間」とは、「前年度からの過去3年間」である。

注8:農業農村工学会技術者継続教育機構において取得したCPDにより、技術士(CPD認定)の認定要件を満たしていることを確認するため、技術士(CPD認定)の申請年度より過去5年分のCPD取得証明書を添付すること。

また、移行措置により技術士 (CPD認定) に認定されている場合は、移行措置による認定に☑を入れ、申請年度より過去2年度分を添付すること。

なお、技術士 (CPD認定) の認定申請をした年度と認定された年度が違う場合には、申請した年度が わかる資料を添付すること。

注9:緊急事態宣言が発動された年において、CPD取得に影響が生じたと判断される場合は、「過去3年間」を「緊急事態宣言が発動された年度を除く3年間」に読み替えることができる。

(別記様式3-9)

(9)業務の実施方針

1 事業目的・業務内容〔理解度〕 (←大項目)

(1) 事業の目的 (←小項目)

. . .

(2) 農業条件、用排水条件など地域特性

. . .

(3)業務の目的・内容等

. . .

- 2 提案内容〔的確性〕
- (1)業務実施に当たっての前提条件、留意点

. . .

(2) 検討内容、検討手法

. . .

- 3 実施手順·体制〔妥当性〕
- (1)業務の品質確保に当たっての実施手順

• • •

(業務工程表(注5))

検討項目	業務工程					備考
	月	月	月	月	月	
1. 準備計画						
2. 現地調査						
3. ○○の検討						
4. ○○の設計						
5. ○○の施工						
計画作成						
6. 報告書作成						
7. 業務打合せ						

(2) 業務の品質確保に当たっての実施体制

• • •

(技術者配置体制表 ^(注6))							
	所属・役職	保有資格	担当する分担業務の内容	備考			
管理技術者							
担当技術者	(1)						
	(2)						
	(3)						

- 注1: A4判2枚に記載する。(A4判2枚を超えたページは、評価しない。なお、表や図、イラスト等を説明補助的に入れることは、この範囲内であれば可能)
- 注2:表や図、イラスト等を除き、本文のフォントサイズは10P以上とする。
- 注3:記載に当たって、項目の順番及び内容は極力変えないこと(語句の訂正は可能)。特別仕様書等に 記載されている内容は極力記載しないこと。
- 注4:本様式には提出者が容易に類推される情報(社名及び技術者名)を記載しないこと。
- 注5:業務工程表の検討項目は、業務の内容及び作業項目に応じて適宜設定すること。
- 注6:技術者配置体制表の記載に当たっては、以下に留意すること。
 - ・保有資格には、資格の種類、部門(選択科目)を記載すること
 - ・担当技術者は、想定される分野ごとに代表技術者を1名ずつ最大3名まで記載する。
 - ・備考欄には担当する分担業務の内容に関連する経歴等、評価の参考となる情報を記載することができる。
 - ・担当技術者その他の技術者が技術提案書の提出者以外の企業等に所属する場合は、備考欄に「再委 託等協力者」である旨を記載すること。
- 注7:本様式においては、「実施方針」を評価する。